

伊佐市公共施設等総合管理計画



令和5年1月改訂

伊 佐 市

（改訂履歴）

平成 29 年 3 月（2017 年）計画策定

令和 4 年 3 月（2022 年）一部改訂（個別施設計画を反映）

令和 5 年 1 月（2023 年）一部改訂（脱炭素化の取り組み追加）

令和 9 年 3 月（2027 年）第 2 期改訂予定

目 次

I	計画の位置付け	
I-1	はじめに	1
I-2	計画の体系	2
I-3	計画期間	3
I-4	対象施設	4
II	本市の社会的状況	
II-1	交通	5
II-2	人口の推移	7
II-3	財政の状況	11
III	公共施設等の保有状況	
III-1	公共建築物	14
III-2	インフラ系施設	22
III-3	公共施設の老朽化状況	26
IV	公共施設等の更新費用	
IV-1	公共建築物	27
IV-2	インフラ系施設	30
IV-3	対策の効果額	32
V	公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針	
V-1	現状と課題	33
V-2	基本方針	35
V-3	実施方針	36
VI	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
VI-1	公共建築物の類型別方針	41
VI-2	インフラ系施設の類型別方針	51
VII	フォローアップの実施方針	54
VIII	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	55
IX	これまでの取り組み実績	56



I 計画の位置付け

I-1. はじめに

公共施設等は、一般的に公共建築物とインフラ系施設を含むものとして、公共団体が行政サービスを行う上で必要かつ不可欠なものです。

公共建築物は、いわゆるハコモノであり、庁舎、学校、体育館、図書館、福祉施設など目的別に機能を有する施設として幅広いサービスが提供されており、有事に際しては緊急的な防災機能を果たすものにもなります。

また、道路や橋梁、上下水道などのインフラ系施設は、安全・安心な生活を支える基盤であり現代生活におけるライフラインとなっています。

しかし、公共施設等の現状をみると、高度経済成長期からバブル経済成長期に集中して建設され、行政サービスの多様化も相まって様々な分野において大量の施設を抱えるなか、施設の老朽化により維持管理・更新費用が年々増加していくことが大きな課題となっています。

その一方では、全国的な人口減少のなか、少子高齢化や過疎化の進行も伴い、公共施設等を取り巻くニーズや利用形態も大きく変化してきており、既存の施設を十分に有効活用しきれない状況も見られます。

また、財政面においても、特に地方では人口減少や合併特例措置の縮減が大きな要因となり、財政規模の縮減が不可避となっており、施設の適正管理のためにも更なる行政改革が求められております。

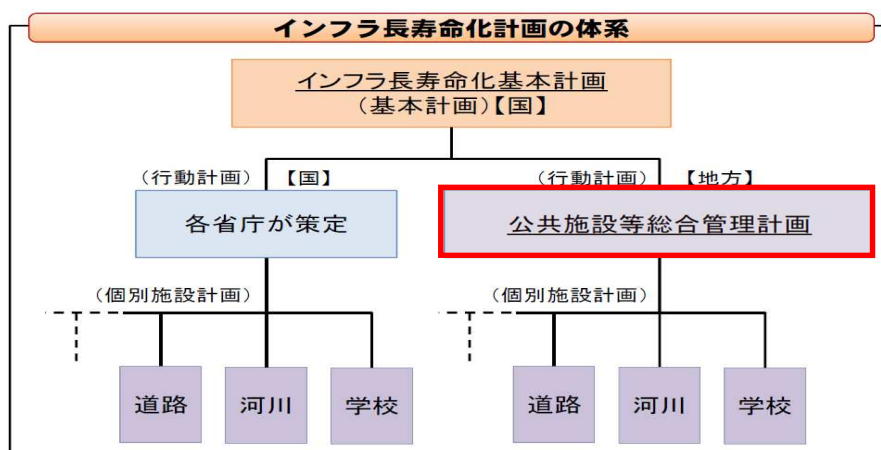
全国共通の課題として、老朽化問題に対する社会資本の安全性の向上のためには、維持管理・更新費用の抑制や保有総量の縮減などを進め、公共施設等の適正配置を図る必要があるとして、国は平成25年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、本市では、保有する公共施設等の現状と課題を分析し、適切な保有と維持管理等に関する基本的な考え方を示すため平成28年度に「伊佐市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

また、公共施設等総合管理計画の策定は当初より「策定後新たに得られた情報をもとに不断の見直しを実施し、順次充実させていくこと」とされており、個別施設ごとの具体的な取り組みを示す個別施設計画の策定も進んだことから、今回その内容を集約し、「伊佐市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」として、計画の一部を改訂しました。

I-2. 計画の体系

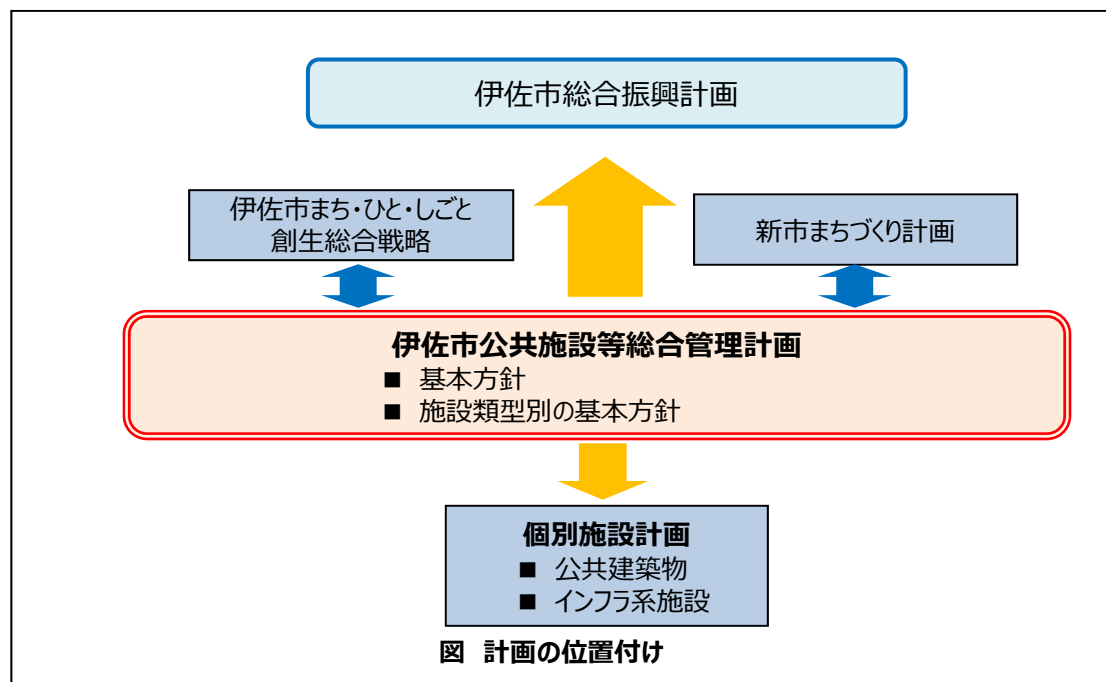
本計画は、本市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものであり、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月策定）に基づき、行動計画として地方公共団体に策定要請があった「公共施設等総合管理計画」として位置付けられるものです。

また、令和 2 年度に策定した個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示した「個別施設計画」の指針となります。



出典：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」（平成 26 年 4 月 22 日総務省）

なお、この計画は本市の最上位計画である「伊佐市総合振興計画」を下支えする計画であり、「新市まちづくり計画」及び「伊佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携・調整を図りつつ、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

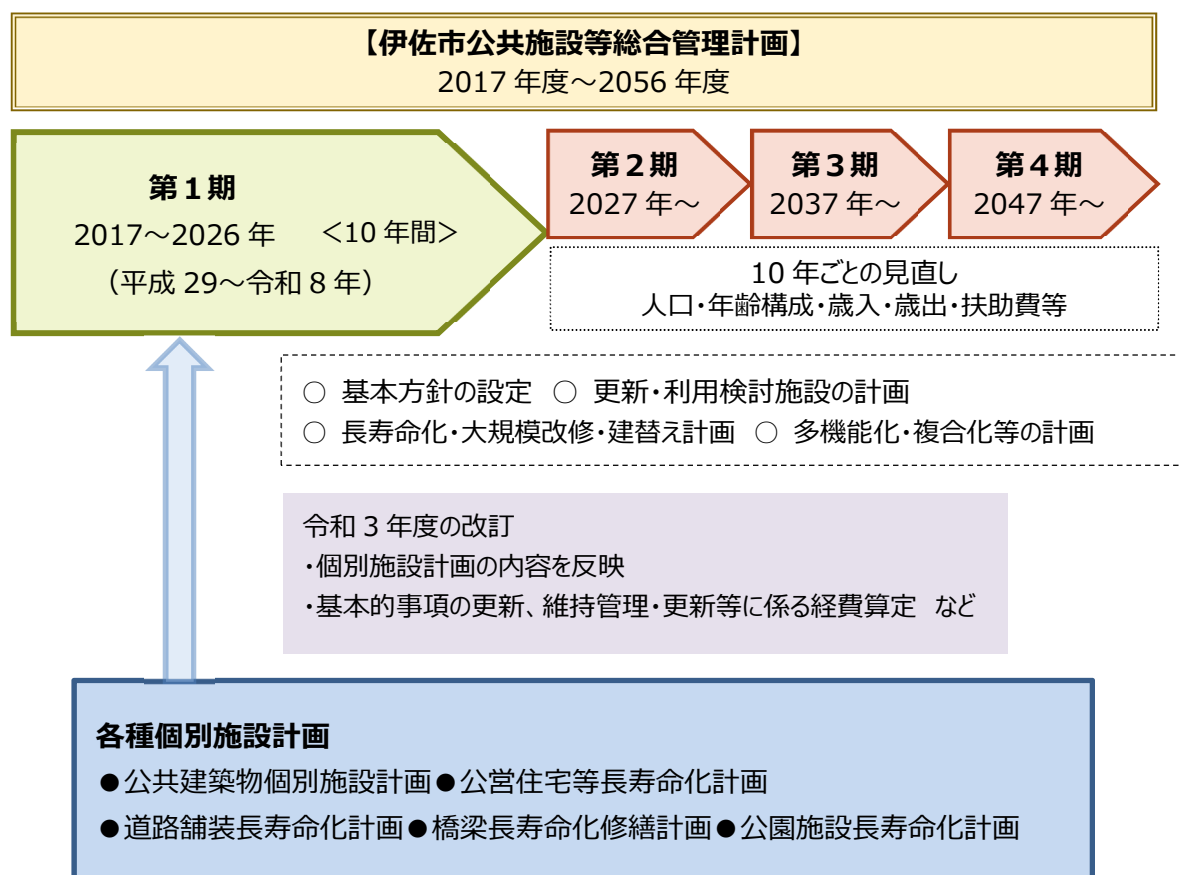


I-3. 計画期間

本計画の期間は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、2017年度（平成29年度）から2056年度（令和38年度）までの40年間と設定します。

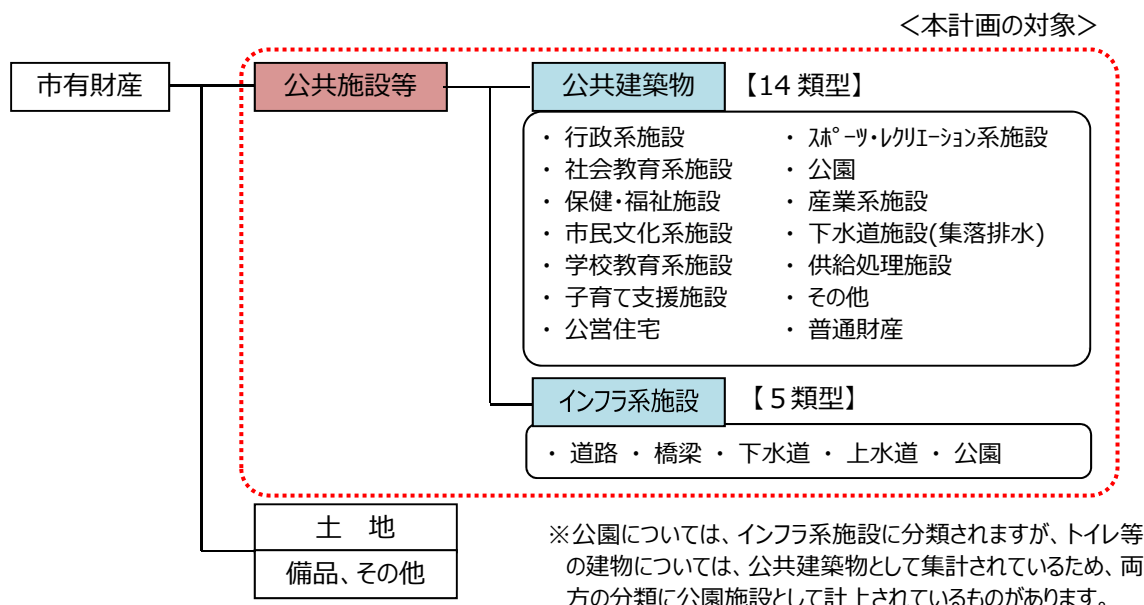
2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの当初の10年間を第1期として、以後10年間ごとに第2期～第4期に分け、期ごとに見直しを行うことを基本とします。

また、上位関連計画や社会情勢の大きな変化、歳入歳出の状況や制度の変更など、試算の前提条件における変更が生じた場合においては適宜見直しを行うものとします。



I-4. 対象施設

本計画は、本市が保有する財産のうち、すべての公共施設等を対象とします。
また、公共施設等を公共建築物 14 類型、インフラ系施設 5 類型に区分し整理します。



なお、公共建築物の詳細の分類は、以下のとおりとします。

	大分類	中分類	対象施設
1	行政系施設	庁舎等	伊佐市役所大口庁舎、伊佐市役所菱刈庁舎
		その他	上町班消防詰所、第 10 分団消防詰所 など
2	社会教育系施設	図書館、その他	ふれあいセンター、菱刈ふるさといきがいセンター
3	保健・福祉施設	高齢福祉施設	伊佐市大口元気こころ館 など
		保健施設	伊佐市菱刈総合保健福祉センター など
4	市民文化系施設	集会施設	ひまわり館、菱刈人権文化センター など
		文化施設	文化会館、菱刈環境改善センター
5	学校教育系施設	学校	大口小学校、大口中央中学校 など
		その他	伊佐市立学校給食センター
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	本城幼稚園、子ども交流支援センター など
7	公営住宅	公営住宅	元町団地、郡山団地 など
8	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合運動公園、農村公園 など
		レクリエーション・観光施設	十曾青少年旅行村、楠本川溪流自然公園 など
		保養施設	大口温泉高熊荘
9	公園	公園	轟公園、曾木の滝公園 など
10	産業系施設	産業系施設	伊佐市ひしかり交流館、大口生活改善センター など
11	下水道施設	下水道施設	平出水集落排水施設、農業集落排水施設
12	供給処理施設	供給処理施設	大口リサイクルプラザ、伊佐市衛生センター(きり館) など
13	その他	その他	校長住宅、教頭住宅 など
14	普通財産	普通財産	淡水養魚場、貸付建物 など

注) 本分類は、総務省「公共施設及びインフラの更新費用推計ソフト」仕様書の施設分類を参考に作成しています。



Ⅱ 本市の社会的状況

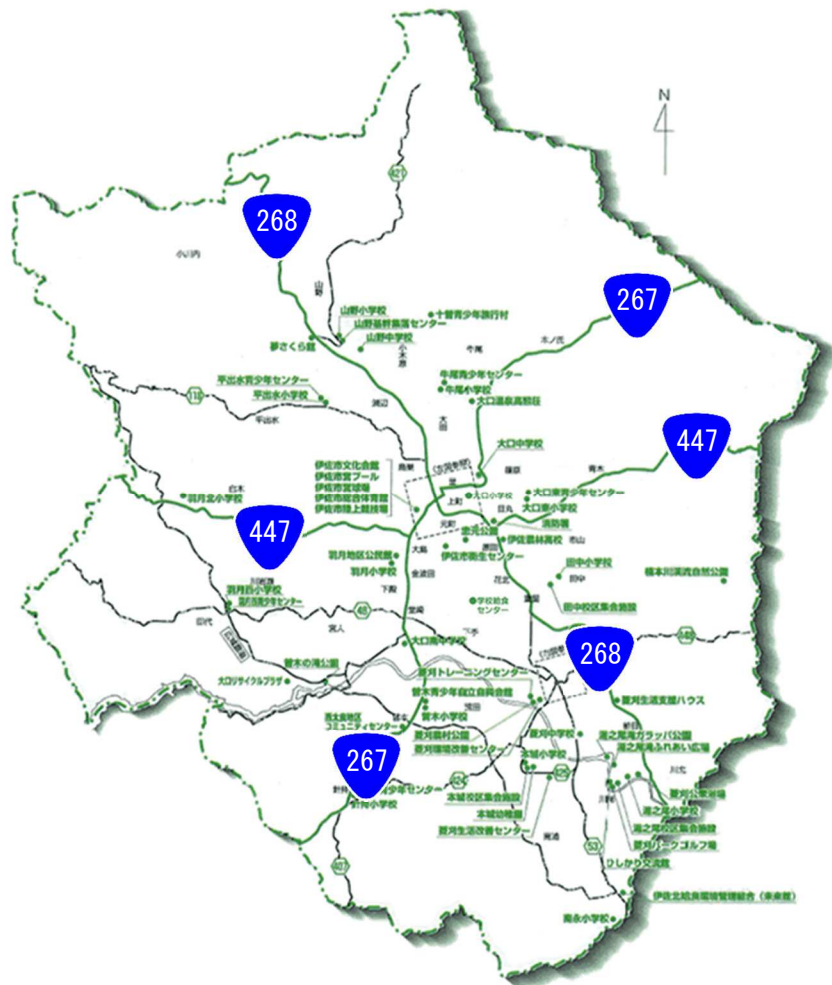
Ⅱ－１．交通

本市の道路は、3県を結ぶ国道267号、268号、447号の主要幹線道路が市内で交差し、これに県道、市道が放射状に走る道路網を形成しています。

鉄道は、かつては山野線及び宮之城線が旧大口市の代表駅であった薩摩大口駅から鹿児島本線（現在、肥薩おれんじ鉄道）の水俣駅・川内駅・肥薩線の栗野駅の各駅へ通じていましたが、いずれも特定地方交通線※に指定され、昭和62年から昭和63年にかけて相次いで廃止となり、バス路線へと転換されました。

しかし、民間のバス路線においても平成21年に鹿児島～大口間の直行便、大口水俣線が廃止され、また、大口～本城・幸田～鹿児島空港線も令和4年3月31日をもって廃止となるなど、運営も非常に厳しい状況にあるため、交通弱者対策として行政支援により路線維持を図っている状況にあります。

そのため、平成23年度に「伊佐市地域公共交通総合連携計画」を策定し、バス路線と定時乗合タクシーの組合せによる新たな公共交通体系を構築しています。

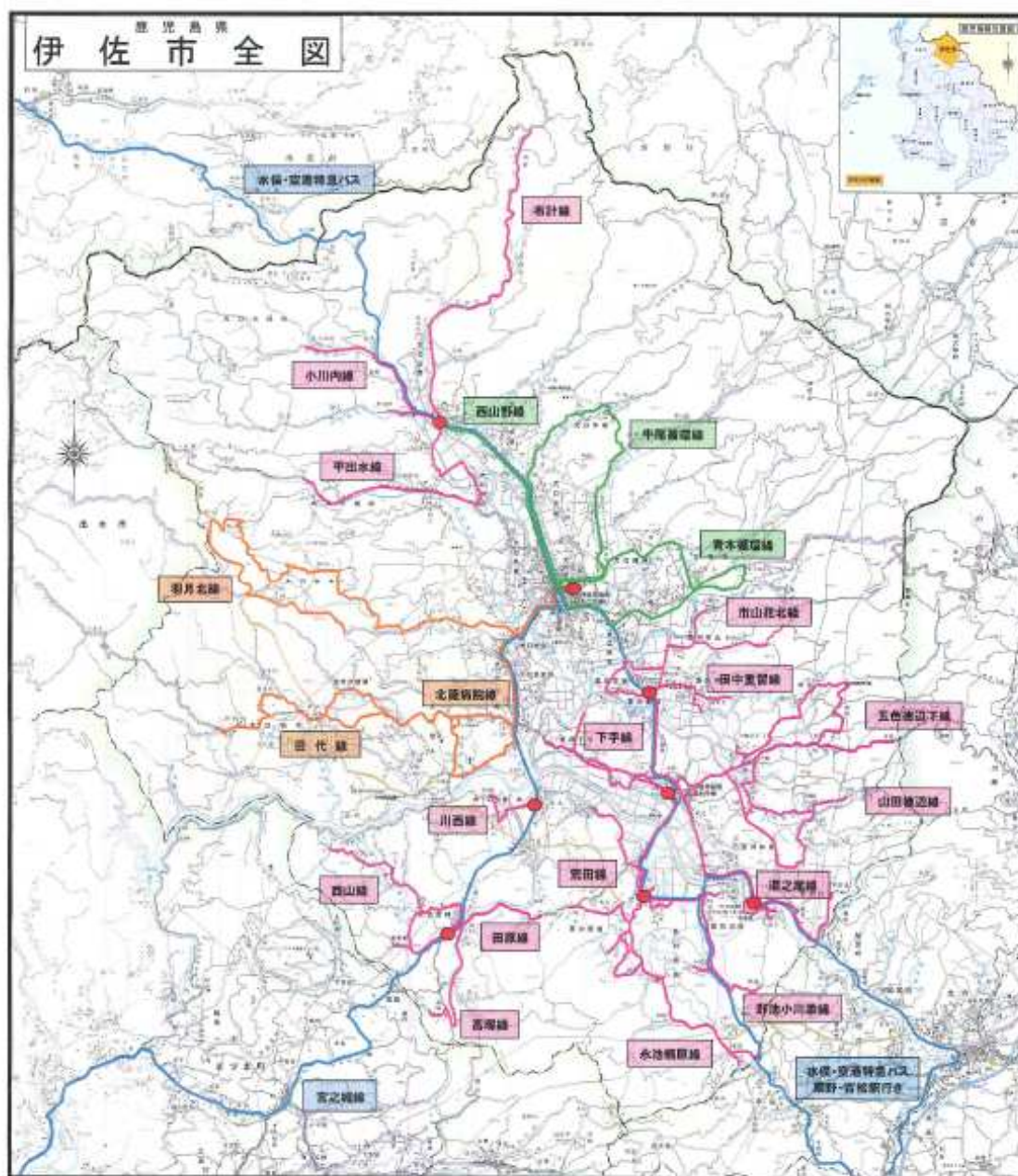


※特定地方交通線：「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法」（国鉄再建法）に規定する地方交通線のうち、バス転換が適当とされた旅客輸送密度4,000人未満の国鉄路線のこと。

現在の市内の交通体系は、下図に示すとおりです。

隣接する市町間を結ぶ広域路線バス（青）が3路線あり、主要停留所（赤丸）において民間委託の市民バス（オレンジ・緑）や乗合タクシー（桃色）と連絡します。

市民バスは、市内の拠点集落と市街地を結ぶ路線網を形成しており、各集落から市民バスの起終点となる拠点集落までの間は、乗合タクシーでの接続となります。



凡 例

—	南国交通（株） 幹線路線
—	南国交通（株） 市民バス
●	主要停留所
—	伊佐交通観光（株） 市民バス
—	乗合タクシー

【令和4年1月現在】

Ⅱ－２．人口の推移

(1) これまでの人口推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和２年国勢調査における人口は 24,453 人となっており、昭和 60 年に比べて 35 年間で 35%減少しています。

また、世帯数は平成 7 年に微増となりましたが、その後減少が続き、令和 2 年国勢調査では 11,394 世帯となっています。

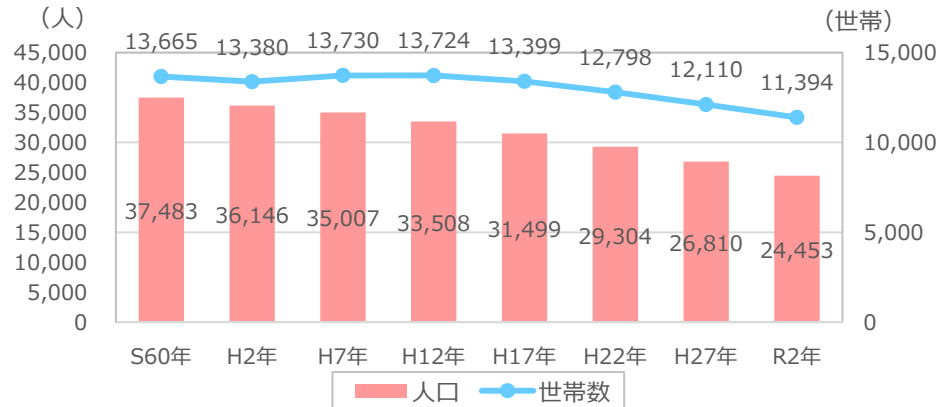


図 人口・世帯数の推移

出典：各年国勢調査

年齢区分別の人口の推移を見ると、65 歳以上人口が増加する一方、15 歳未満の子どもと 15～64 歳の生産年齢人口が減少し、昭和 60 年に高齢者の人口が 15 歳未満人口を上回って以来、少子高齢化の進行が加速化しています。

県全体と比較すると、本市では 65 歳以上人口の割合が 8.8 ポイント高く、15 歳未満が 2.0 ポイント、15～64 歳が 6.8 ポイント低い状況となっています。

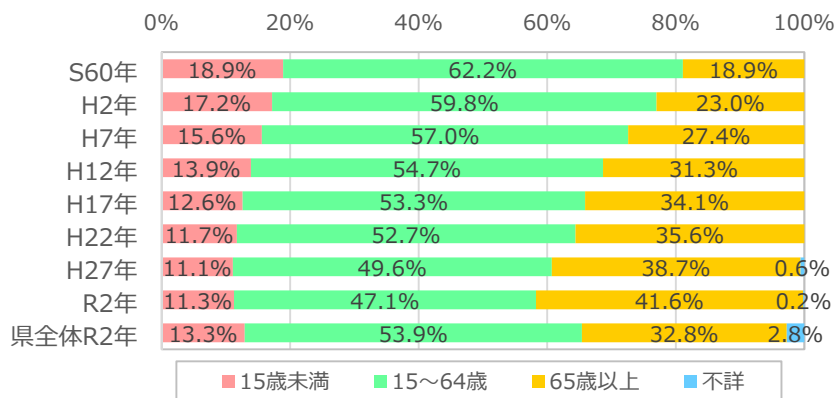


図 年齢区分別人口割合の推移

出典：各年国勢調査

(2) 将来の人口推計

平成 28 年 3 月策定版の伊佐市人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）による将来人口の推計で 2060 年には 12,440 人（2010 年比 42.5%）まで減少する予想に対して、各種施策の効果によって、現実的であつ世代間のバランスを維持できるとするものとして、2060 年の人口を 15,000 人以上とすることを目標として設定していました。

しかし、平成 30 年の推計結果では、前回より人口減少が加速しており、2030 年には 2 万人を割り込む試算となり、令和 2 年 3 月改訂版の「伊佐市人口ビジョン」においては、これまでの人口の現状分析や人口の変化が地域の将来に与える影響についてまとめています。

「伊佐市人口ビジョン」（平成 28 年 3 月策定）

2060 年（平成 72 年）の目標人口：15,000 人以上



推 計 人 数	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2040年 /2010年	2060年 /2010年
社人研	29,304	25,134	21,313	18,003	14,960	12,440	61.4%	42.5%
推計A	29,304	25,394	21,902	18,949	16,276	14,124	64.7%	48.2%
推計B	29,304	25,594	22,558	20,132	18,021	16,435	68.7%	56.1%
推計C	29,304	25,492	22,199	19,449	16,994	15,061	66.4%	51.4%

「伊佐市人口ビジョン」（令和２年３月改訂版）P15

現状をベースにした将来人口の推移



資料：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「提供基礎データ」を基に試算

	合計特殊出生率に関する仮定	移動に関する仮定
社人研推計準拠	1.8台で推移（社人研推計準拠）	一定程度縮小すると仮定（社人研推計準拠）
シミュレーション①	2030年までに2.1に上昇	一定程度縮小すると仮定（社人研推計準拠）
シミュレーション②	1.8台で推移（社人研推計準拠）	人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定
シミュレーション③	2030年までに2.1に上昇	人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定

(3) 圏域別の人口

本計画においては、便宜上、本市を2地区（旧市町）、8地域、15生活圏（校区）に区分して、人口の状況を比較することとします。

地区別の割合では、大口地区が全体の約7割、菱刈地区が3割の比率であり、地域別にみると、大口地域が最も多く、羽月地域、山野地域の順となっています。

市全体の人口は減少傾向が続いており、羽月北、山野、本城、南永、羽月西、針持、平出水、牛尾、曾木、菱刈の生活圏では、10年間で20%以上減少しています。

表 圏域別人口の推移

地区	地域	生活圏	2010	2015	2020	10年間	10年間	2020
			平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	変動数	変動率	構成比率
伊佐市全体			30,070	27,668	25,200	-4,870	-16%	100%
大口地区			20,840	19,311	17,793	-3,047	-15%	71%
	大口地域		10,767	10,275	9,826	-941	-9%	39%
		大口	7,316	7,195	7,005	-311	-4%	28%
		大口東	1,844	1,726	1,620	-224	-12%	6%
		牛尾	1,455	1,244	1,122	-333	-23%	4%
		その他	152	110	79	-73	-48%	0%
	山野地域		3,533	3,082	2,625	-908	-26%	10%
		山野	2,866	2,465	2,076	-790	-28%	8%
		平出水	588	500	447	-141	-24%	2%
		その他	79	117	102	23	29%	0%
	羽月地域		4,648	4,318	3,908	-740	-16%	16%
		羽月	3,571	3,344	3,112	-459	-13%	12%
		羽月西	816	731	605	-211	-26%	2%
		羽月北	167	155	104	-63	-38%	0%
		その他	94	88	87	-7	-7%	0%
	西太良地域		1,892	1,636	1,434	-458	-24%	6%
		曾木	1,026	896	796	-230	-22%	3%
		針持	866	740	638	-228	-26%	3%
菱刈地区			9,230	8,357	7,407	-1,823	-20%	29%
	菱刈地域		2,890	2,616	2,316	-574	-20%	9%
		菱刈	2,828	2,552	2,249	-579	-20%	9%
		その他	62	64	67	5	8%	0%
		田中地域		2,492	2,294	2,194	-298	-12%
	田中		2,492	2,294	2,194	-298	-12%	9%
	本城地域		2,474	2,204	1,773	-701	-28%	7%
		本城	2,324	2,077	1,665	-659	-28%	7%
		南永	150	127	108	-42	-28%	0%
	湯之尾地域		1,374	1,243	1,124	-250	-18%	4%
		湯之尾	1,374	1,243	1,124	-250	-18%	4%

出典：統計いさ（各年住民基本台帳 10月1日現在）

注）生活圏については、統計いさにおける自治会ごとの数値を校区コミュニティ単位で集計しており、また介護福祉施設等に係る数値はその他に分類しているため、実数とは異なる場合があります。

Ⅱ－３．財政の状況

(1) 歳入状況

過去 10 年間の普通会計歳入決算額は、150 億円から 200 億円前後で推移しており、その内訳をみると、地方交付税交付金や国・県支出金、地方債などの依存財源の割合が高く、依存財源の割合が 7 割を超える数値となっています。令和 2 年度については例年と比較して突出した数値となっていますが、新型コロナウイルス感染症対策等に伴い国庫支出金が例年の 2 倍近くになったことが主要因と考えられます。

依存財源のうち、最も大きな割合を占める地方交付税については、今後も人口減による影響から減少が見込まれます。

また、自主財源のうち最も大きな割合を占める市税についても、過疎・高齢化、人口減により税収の確保も難しい現状であり、本市の財政状況は一層厳しくなることが予想されます。

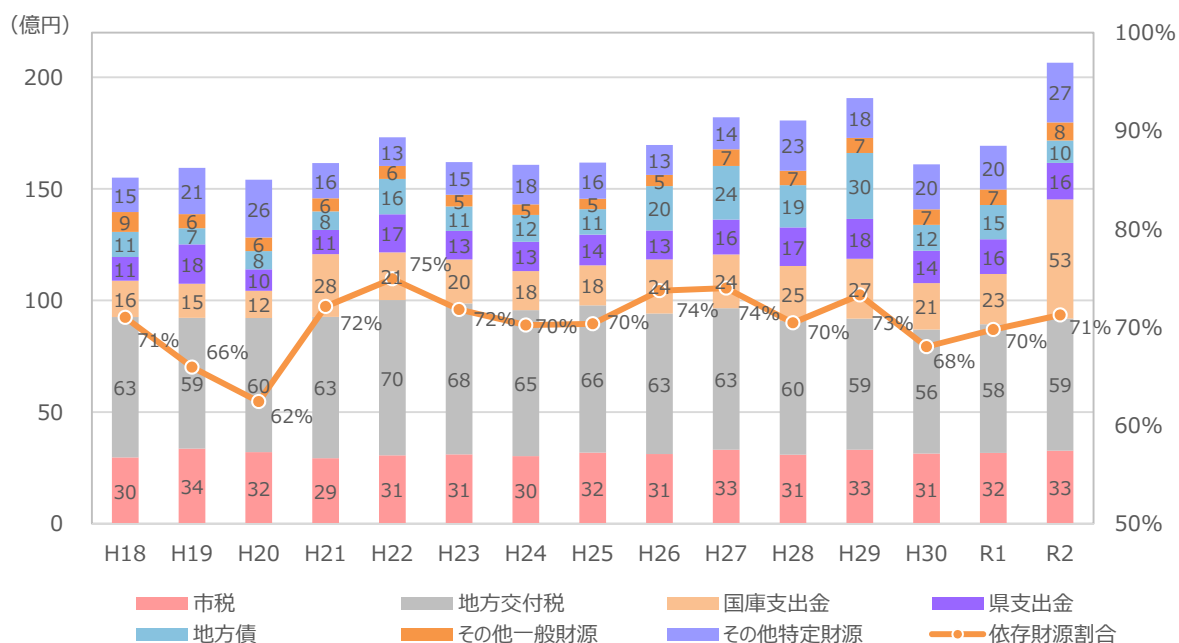


図 普通会計歳入決算額の推移

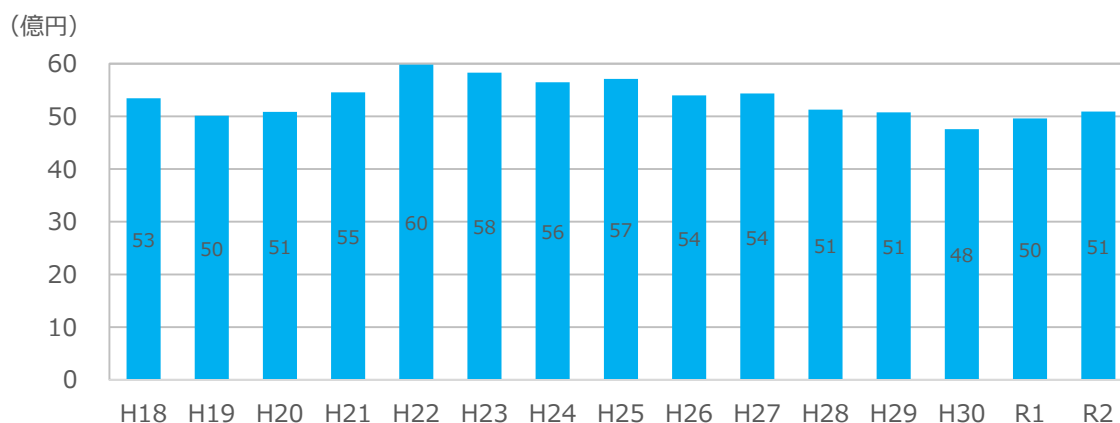


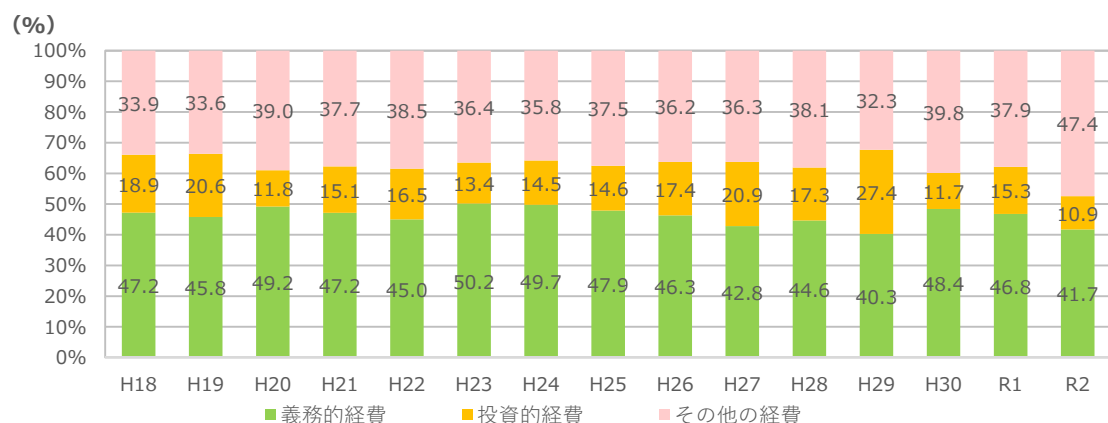
図 地方交付税（普通交付税）の推移

(2) 歳出状況

歳出を「義務的経費（扶助費・人件費・公債費）」、「投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費）及び「その他の経費（物件費・補助費・繰出金等）」に分けると、義務的経費と投資的経費が約6割を超えています。

義務的経費においては、生活保護や障害福祉などの扶助費が増加傾向にあり、今後も増えていくことが予想されます。

投資的経費においては、公共施設等の維持・更新費用となる普通建設事業費の割合が高く、平成29年度のように大規模な事業（きらり館・カヌー艇庫など）がある建設年度には約50億円となり、最も低かった平成19年と比較して3倍以上となるなど、財政運営に与える影響が大きくなります。今後、道路・橋梁等のインフラの維持補修に加え、学校や市営住宅等の大規模な公共建築物の維持補修・更新が数多く控えており事業費の増加が見込まれるものの、地方交付税や市税等の減少傾向にあるなか、投資的経費の確保は厳しくなることが予想されます。



図「義務的経費」、「投資的経費」及びその他の経費の割合

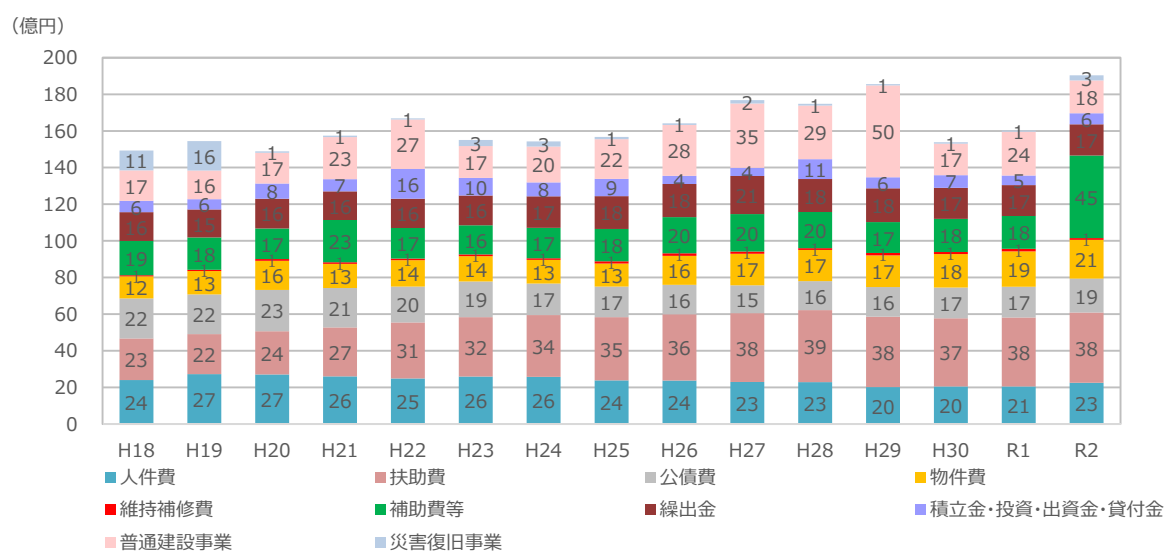


図 普通会計歳出決算額の推移

注) R2 補助費等は新型コロナウイルス感染症対策の影響で、例年より大幅に増加しています。

(3) 公共施設の整備や維持補修に関する経費

公共施設の整備や維持補修に関する経費である投資的経費、維持補修費、公債費（償還額）の推移をみると、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて増加傾向がみられた普通建設事業費は近年平均額前後で推移していますが、今後公共施設の老朽化対策に伴い維持補修費とともに増加していくことが予想されます。また、公債費は平成 27 年度まで減少していましたが、平成 27 年度以降増加傾向になっています。

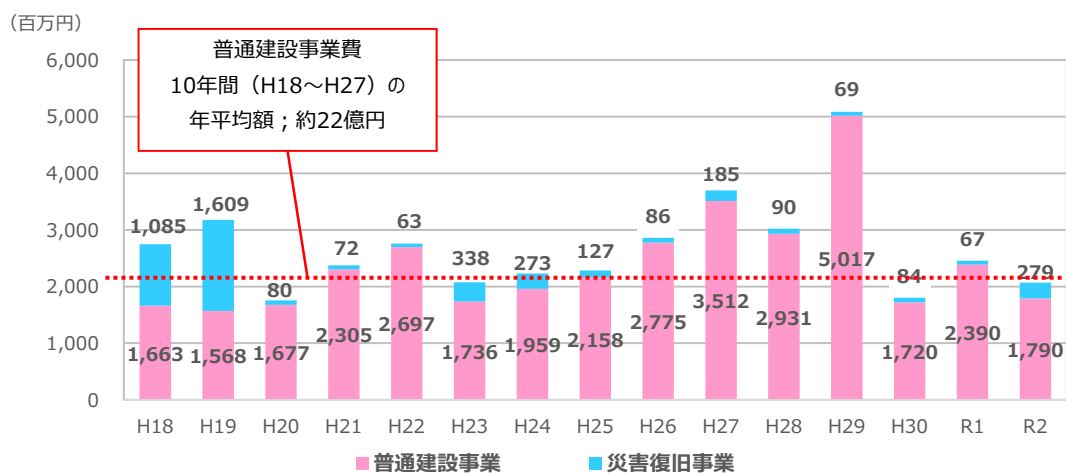


図 投資的経費の推移

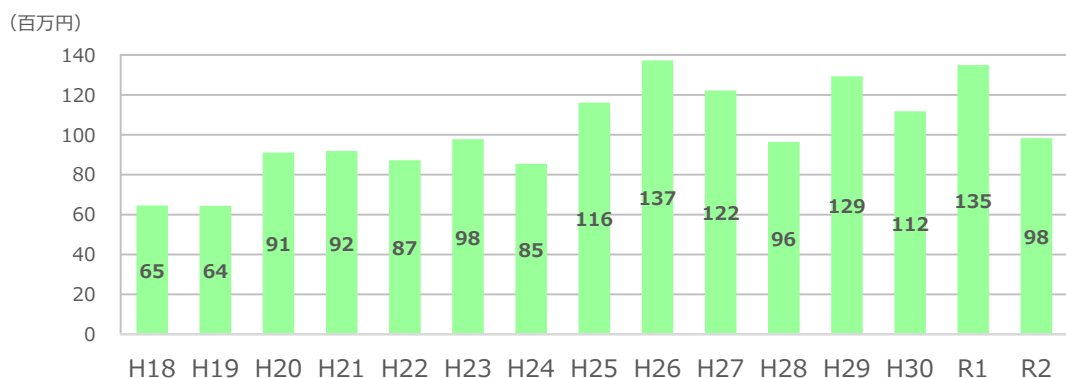


図 維持補修費の推移

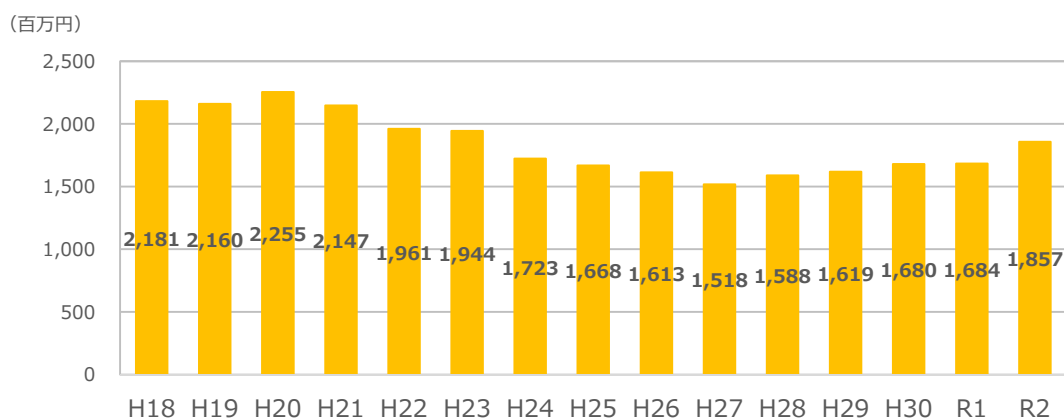


図 公債費の推移



Ⅲ 公共施設等の保有状況

Ⅲ－１．公共建築物

(1)施設数

下表に示す 168 施設（令和 2 年度末時点）を対象としています。

表 対象施設一覧

No	施設名	No	施設名	No	施設名
1	伊佐市役所大口庁舎	59	湯之尾小学校	114	曾木団地
2	菅公アパレル工場貸付地	60	菱刈小学校	115	針持団地
3	淡水養魚場	61	南永小学校	116	崎山団地
4	羽月西土地改良区貸付地	62	本城小学校	117	郡山団地
5	本城校区コミュニティ貸付地	63	田中小学校	118	平出水団地
6	伊佐市役所菱刈庁舎	64	大口中央中学校	119	前目第 1 団地
7	轟公園	65	菱刈中学校	120	前目第 2 団地
8	十曾青少年旅行村	66	山野中跡地	121	池田団地
9	伊佐市夢くら館	67	山野地区体育館	122	瓜ノ峰第 1 団地
10	旧布計小学校	68	総合交流拠点施設	123	湯之尾団地
11	伊佐市ひしかり交流館	69	本城幼稚園	124	中央団地
12	楠本川渓流自然公園	71	曾木公売地	125	重留西第 1 団地
13	曾木の滝公園	72	下殿南住宅	126	重留西第 2 団地
15	伊佐市大口元気こころ館	73	大口小校長住宅	127	前目麓団地
16	大口温泉高熊荘	74	大口小教頭住宅	128	瓜ノ峰第 2 団地
17	伊佐市菱刈総合保健福祉センター	75	大口東小教頭住宅	129	北俣団地
18	伊佐市菱刈生活支援ハウス	76	大口東小校長住宅	130	中水流住宅
19	伊佐市シルバー人材センターワークプラザ	77	牛尾小教頭住宅	131	大口里住宅
20	菱刈ふるさといきがいセンター	78	牛尾小校長住宅	132	こつから団地
21	ひまわり館	79-1	山野小学校教頭住宅	133	ウツタウン菱刈
22	ふれあいセンター	79-2	山野境目住宅	134	山田団地
23	羽月西青少年センター	80	山野小校長住宅	135	平出水集落排水施設
24	羽月地区公民館	81-1	山野西住宅	136	大型車庫施設
26	牛尾青少年センター	81-2	(株)かいたく貸付地	137	農業集落排水施設
27	共進地区教育集会施設	82	平出水小校長住宅	138	一般廃棄物最終処分場
28	元町青少年会館	83	平出水小教頭住宅	139	大口リサイクルプラザ
29	山野西文化交流館	84	羽月小校長住宅	140	牛尾湧水処理施設
30	小木原東集会所	85	羽月小教頭住宅	141	旧伊佐市衛生センター
31	松木原集会所	86-1	羽月北住宅	142	大口生活改善センター
32	神池集会所	86-2	羽月北校区コミュニティ貸付	143	布計地区多目的集会施設
33	針持青少年センター	88	羽月西小教職員住宅	144	菱刈生活改善センター
34	西永尾集会所	89	曾木小教職員住宅	145	菱刈農畜産物処理加工施設
35	青木元教育集会施設	90-1	針持小教職員住宅 1	146	山ノ神堆肥センター
36	曾木青少年自立自興会館	90-2	針持小教職員住宅 2	147	西太良コミュニティセンター
37	大口東青少年センター	91	大口中央中教職員住宅	148	山野基幹集落センター
38	田中校区集会施設	92	第 2 菱刈教職員住宅	149	大口富士福祉館
39	湯之尾校区集会施設	94	菱刈小学校校長・教頭住宅	150	菱刈人権文化センター
40	平出水青少年センター	95	湯之尾小学校校長住宅	151	ひまわり福祉会貸付地
41	本城校区公民館	96	湯之尾小教職員住宅	152	上町班消防詰所
42	総合運動公園	97	南永小学校校長住宅	153	里町班消防詰所
43	文化会館	98	南永教職員住宅	154	第 9 分団消防詰所
44-1	農村公園	99	前目麓教職員住宅	155	第 1 0 分団消防詰所
44-2	菱刈環境改善センター	100	本城小学校校長住宅	156	第 3 分団消防詰所
45	カヌー艇庫	101	本城小教職員住宅	157	第 8 分団消防詰所
46	湯之尾体育広場カヌー艇庫	102	前目教職員住宅	158	宮人書庫
47	湯之尾屋内ゲートボール場	103	菱刈中学校校長住宅	159	保健関係保管庫
48	防災用具倉庫	104	教育長住宅	160	子ども交流支援センター
49	大口小学校	105	学校教育課長住宅	161	トータルサポートセンター
50	大口東小学校	106	元町団地	162	伊佐市立学校給食センター
51	牛尾小学校	107	下殿団地	163	第 4 分団消防詰所
52	山野小学校	108	大田団地	164	第 7 分団消防詰所
53	平出水小学校	109	水ノ手団地	165	第 2 分団消防詰所
54	羽月小学校	110	小水流団地	166	(きりり館) 伊佐市衛生センター
55	羽月北小学校	111-1	西水流団地 1	167	まごし温泉
56	羽月西小学校	111-2	西水流団地 2		
57	曾木小学校	112	高校西団地		
58	針持小学校	113	下之馬場団地		

注) ・公共建築物は、延べ床面積 100 ㎡以上の施設を対象としています。一部 100 ㎡未満の建物も含まれています。

・平成 28 年度計画策定時から令和 2 年度末までに廃止になった施設番号は欠番となっています。

(2) 圏域別の立地状況

圏域別に公共建築物の立地状況をみると、大口地区と菱刈地区で、施設数、延床面積ともに概ね2：1の割合になっており、地域別、生活圏別でも庁舎や中学校、文化・スポーツ施設等の関係から大口、菱刈地域が多くなっているものの、全体的には概ね人口と同じ割合となっています。

表 圏域別施設立地状況

地区	地域	生活圏	施設数		延床面積		令和2年人口		一人当たり 延床面積 (㎡)
			施設数	割合	面積 (㎡)	割合	人口 (人)	割合	
伊佐市全体			168	100.0%	168,350.08	100.0%	25,200	100.0%	6.68
大口地区			112	66.7%	112,483.56	66.8%	17,793	70.6%	6.32
	大口地域		48	28.6%	62,186.47	36.9%	9,826	39.0%	6.33
		大口	34	20.2%	50,040.69	29.7%	7,005	27.8%	7.14
		大口東	6	3.6%	2,985.75	1.8%	1,620	6.4%	1.84
		牛尾	8	4.8%	9,160.03	5.4%	1,122	4.5%	8.16
	山野地域		24	14.3%	16,364.56	9.7%	2,625	10.4%	6.23
		山野	18	10.7%	13,497.40	8.0%	2,076	8.2%	6.50
		平出水	6	3.6%	2,867.16	1.7%	447	1.8%	6.41
	羽月地域		26	15.5%	25,375.53	15.1%	3,908	15.5%	6.49
		羽月	15	8.9%	11,864.90	7.0%	3,112	12.3%	3.81
		羽月西	7	4.2%	5,489.71	3.3%	605	2.4%	9.07
		羽月北	4	2.4%	8,020.92	4.8%	104	0.4%	77.12
	西太良地域		14	8.3%	8,557.00	5.1%	1,434	5.7%	5.97
		曾木	8	4.8%	5,475.76	3.3%	796	3.2%	6.88
		針持	6	3.6%	3,081.24	1.8%	638	2.5%	4.83
菱刈地区			56	33.3%	55,866.52	33.2%	7,407	29.4%	7.54
	菱刈地域		25	14.9%	30,743.69	18.3%	2,316	9.2%	13.27
		菱刈	25	14.9%	30,743.69	18.3%	2,249	8.9%	13.67
	田中地域		7	4.2%	8,777.50	5.2%	2,194	8.7%	4.00
		田中	7	4.2%	8,777.50	5.2%	2,194	8.7%	4.00
	本城地域		14	8.3%	7,536.45	4.5%	1,773	7.0%	4.25
		本城	11	6.5%	6,171.45	3.7%	1,665	6.6%	3.71
		南永	3	1.8%	1,365.00	0.8%	108	0.4%	12.64
	湯之尾地域		10	6.0%	8,808.88	5.2%	1,124	4.5%	7.84
		湯之尾	10	6.0%	8,808.88	5.2%	1,124	4.5%	7.84

注) 生活圏の人口は病院等を除いているため合計値が地域人口と異なります。

また、生活圏において、便宜上、総合運動公園と文化会館などを大口に分類しています。

地区別の人口データは統計いさの住民基本台帳によるもので、人口総数が国勢調査の結果と異なります。

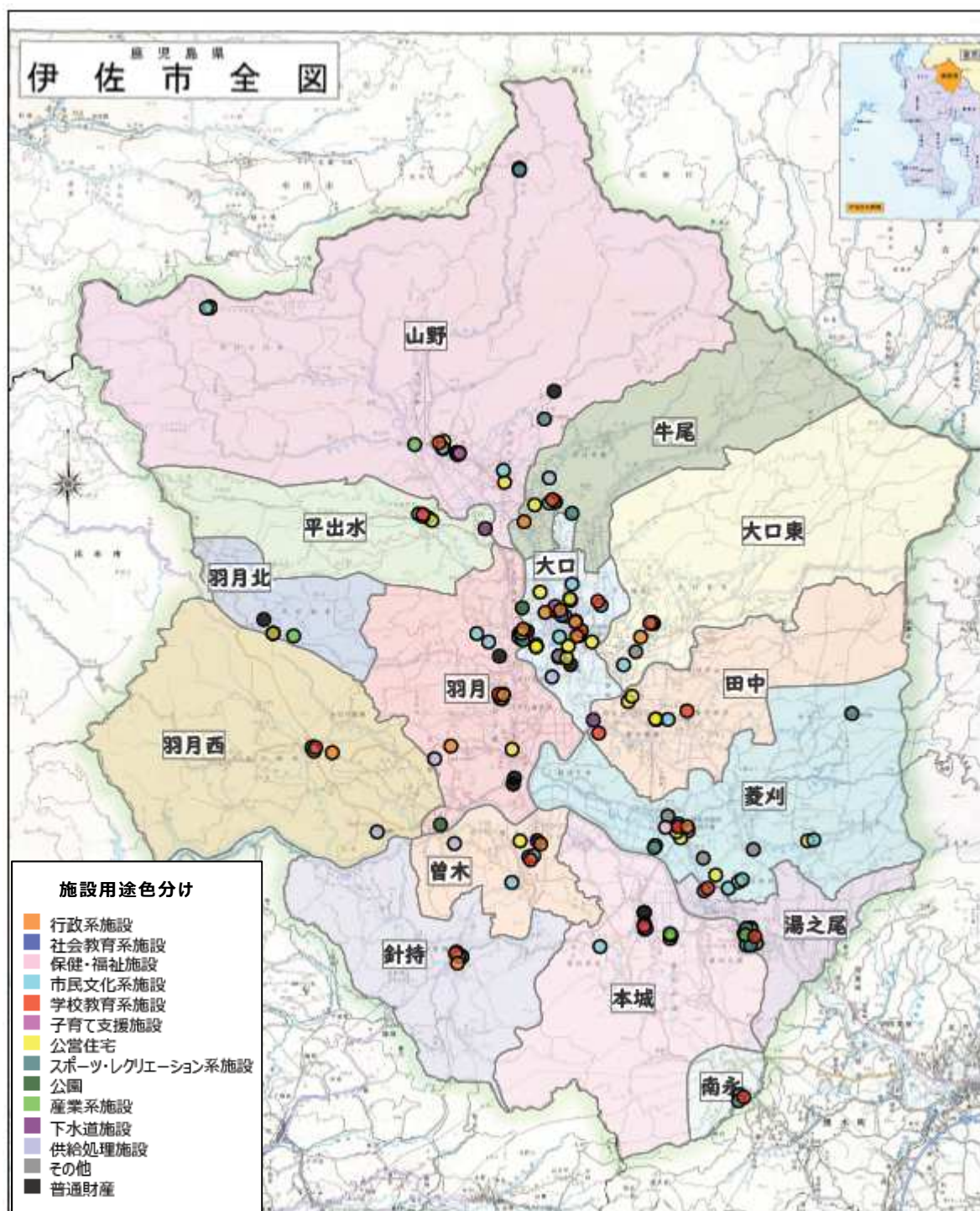


図 対象施設位置

(3) 用途別の延床面積

公共建築物の延床面積は、市全体で 168,350 ㎡であり、用途別内訳としては、学校教育系施設（教職員住宅は含まない）が約 3 割強を占め最も多く、次いで公営住宅の 2 割強を加えると、半数以上を占めることになります。

また、市民一人あたりの公共施設の延床面積は 6.88 ㎡であり、鹿児島県内の 18 市平均 6.48 ㎡と近い値となっています。

平成 27 年度から令和 2 年度にかけて総面積としては増えていますが、行政財産は減少し、普通財産は増加していることから、用途廃止等総量縮減に向けた取組を進めてきた効果が徐々に表れてきています。

図表 用途別延床面積

用途	平成 27 年度 面積	令和 2 年度 面積	増減面積	増減率
①行政系施設	8,897.31 ㎡	8,816.13 ㎡	△81.18 ㎡	△0.9%
②社会教育系施設	7,630.60 ㎡	7,361.00 ㎡	△269.60 ㎡	△3.5%
③保健・福祉施設	5,694.87 ㎡	6,521.90 ㎡	827.03 ㎡	14.5%
④市民文化系施設	13,114.80 ㎡	11,877.79 ㎡	△1,237.01 ㎡	△9.4%
⑤学校教育系施設	55,605.50 ㎡	54,701.92 ㎡	△903.58 ㎡	△1.6%
⑥子育て支援施設	2,567.30 ㎡	6,061.30 ㎡	3,494.00 ㎡	136.1%
⑦公営住宅	34,922.30 ㎡	36,277.59 ㎡	1,355.29 ㎡	3.9%
⑧スポーツ・レクリエーション系施設	11,868.46 ㎡	12,532.61 ㎡	664.15 ㎡	5.6%
⑨公園	295.66 ㎡	295.66 ㎡	0.00 ㎡	0.0%
⑩産業系施設	10,635.62 ㎡	7,974.34 ㎡	△2,661.28 ㎡	△25.0%
⑪下水道施設	970.87 ㎡	970.87 ㎡	0.00 ㎡	0.0%
⑫供給処理施設	5,062.15 ㎡	4,824.18 ㎡	△237.97 ㎡	△4.7%
⑬その他	7,032.16 ㎡	3,420.91 ㎡	△3,611.25 ㎡	△51.4%
⑭普通財産	3,427.87 ㎡	6,713.88 ㎡	3,286.01 ㎡	95.9%
合計	167,725.47 ㎡	168,350.08 ㎡	624.61 ㎡	0.4%
伊佐市人口（国勢調査）	26,810 人	24,453 人	△2,357 人	△8.8%
市民 1 人当たりの面積	6.26 ㎡	6.88 ㎡	0.62 ㎡	10.0%

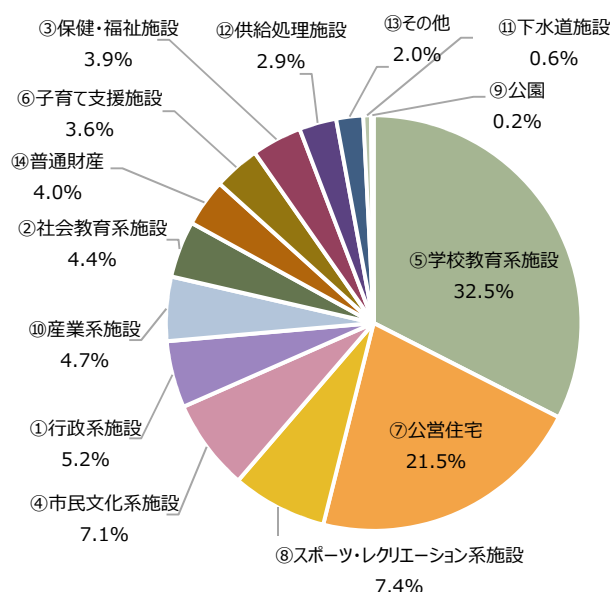


表 延床面積上位 10 施設

順位	施設名	用途分類	延床面積 (㎡)
1	大口中央中学校	⑤学校教育系施設	7,627.00
2	菱刈中学校	⑤学校教育系施設	7,160.00
3	山ノ神堆肥センター	⑩産業系施設	6,789.33
4	ふれあいセンター	②社会教育系施設	5,912.00
5	郡山団地	⑦公営住宅	5,837.71
6	総合運動公園	⑧スポーツ・レクリエーション系施設	5,686.11
7	大口小学校	⑤学校教育系施設	5,188.00
8	総合交流拠点施設	⑥子育て支援施設	5,121.00
9	高校西団地	⑦公営住宅	4,345.30
10	文化会館	④市民文化系施設	4,158.13

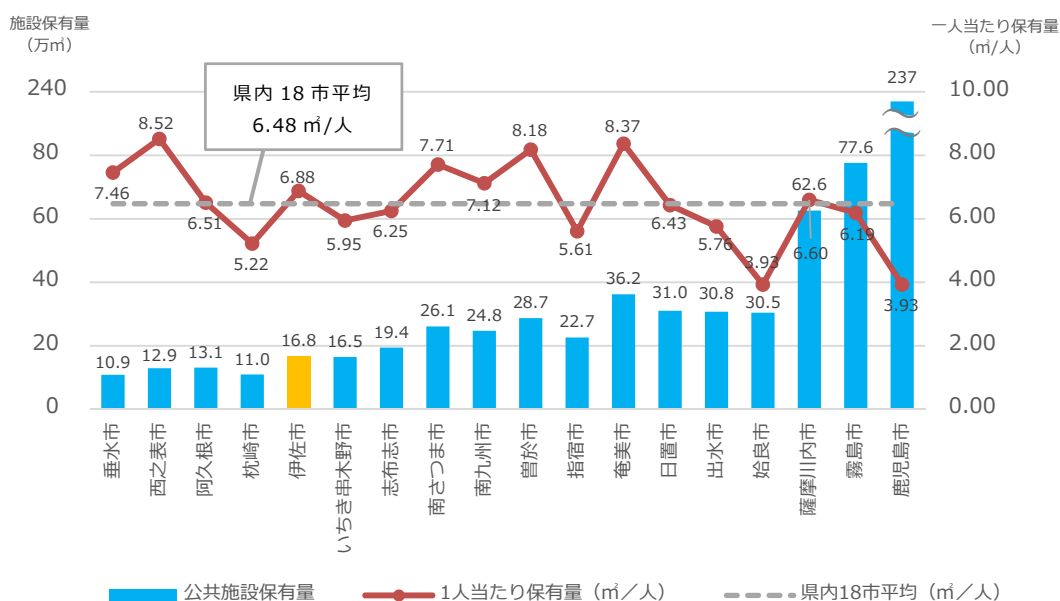


図 自治体別の施設保有量と総人口の関係

注) 伊佐市以外のデータは、「総務省：公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等」とりまとめた一覧表（令和3年3月）における、令和元年度の施設保有量、住民基本台帳人口の数字を参照しています。鹿児島市、曽於市は施設保有量の記載がなかったため、公表されている公共施設等総合管理計画より、施設保有量を参照しました。団体の並び順は人口順です。

(4) 建設年別整備状況

公共建築物の建設年は、1941年に建設された旧布計小学校が最も古く、1960年代から徐々に増え始め、集中的に延床面積が増加したのは、1980年前後となっています。

また、建設年別に延床面積の割合をみると、市全体で30年以上経過している施設が65%以上、50年以上経過している施設は全体の15%になります。

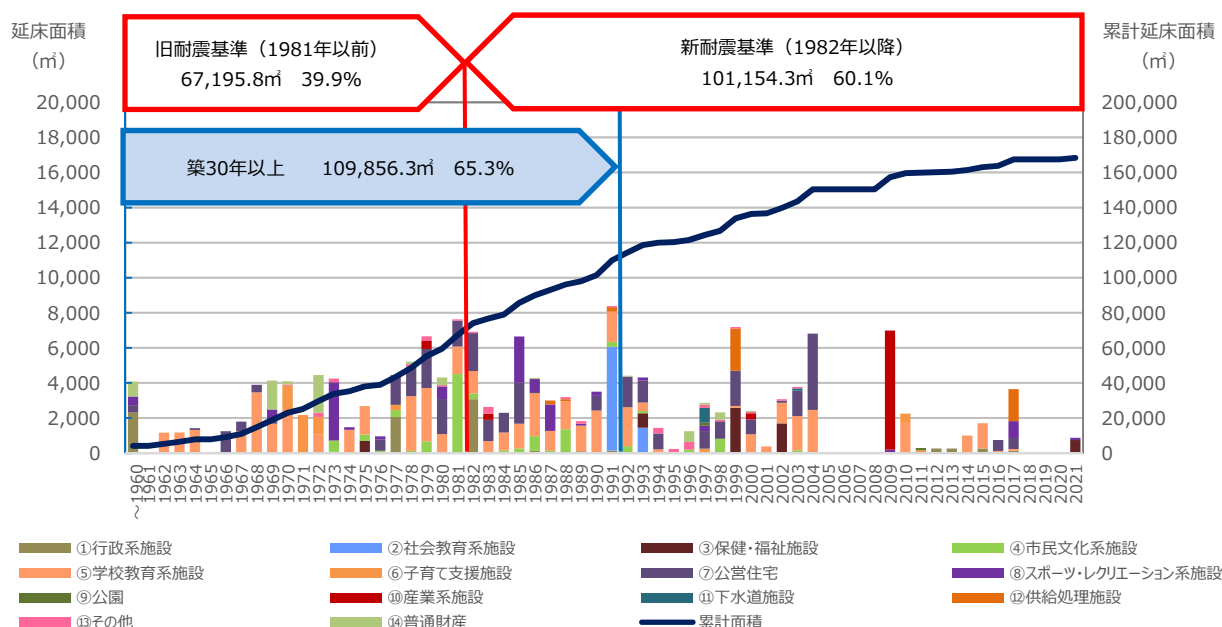


図 建設年別用途別延床面積の推移

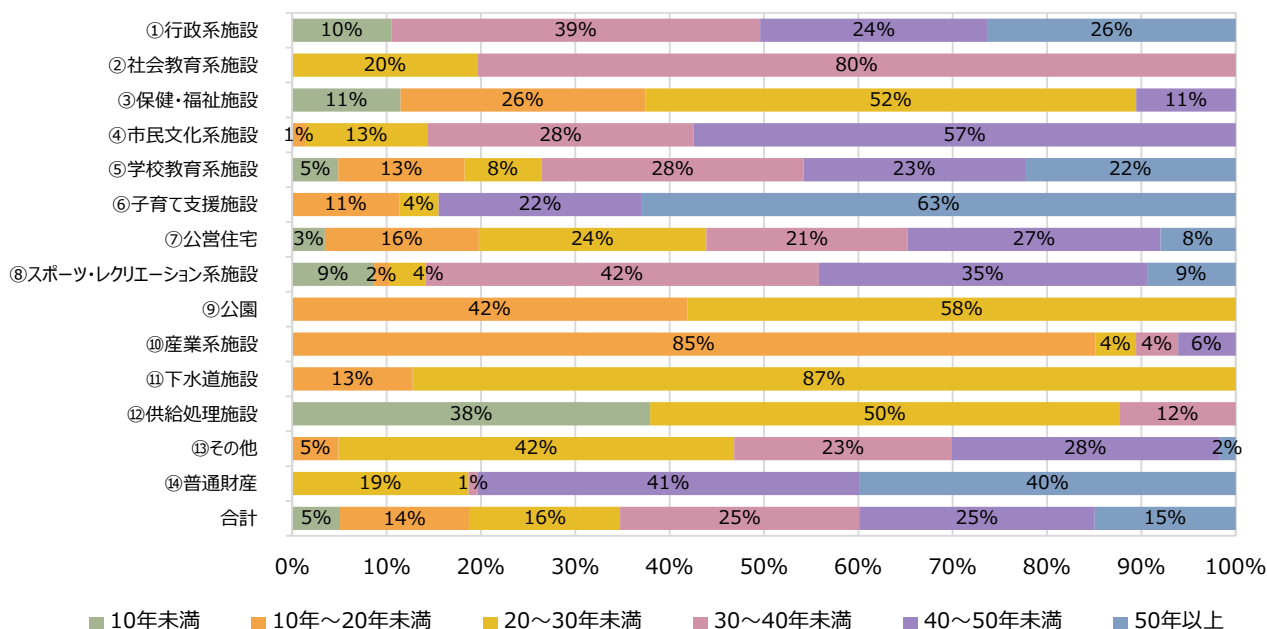


図 用途別 建築年代の分布状況

(5) 構造

公共建築物の構造は、鉄筋コンクリート造が 65%と最も多く、次いで鉄骨造と木造がそれぞれ 1 割強となっています。

構造別に建設年別延床面積の割合をみると、鉄骨鉄筋コンクリート造や鉄筋コンクリート造では、30 年以上経過しているものが多く、木造や鉄骨造の建物では比較的低くなっています。コンクリートブロック造はすべて 40 年以上を経過しており、近年は建設されていない構造であることがうかがえます。

表 構造別延床面積の割合

構造	延床面積 (㎡)
鉄筋コンクリート造	109,533.11
鉄骨造	23,605.93
木造	19,956.71
鉄骨鉄筋コンクリート造	10,070.13
コンクリートブロック造	3,491.28
合計	168,350.08

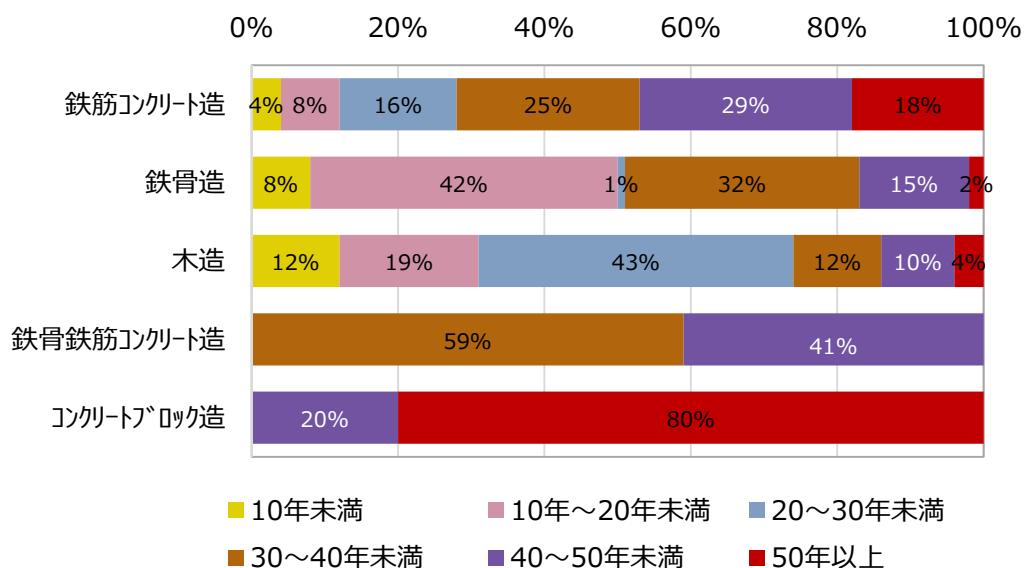
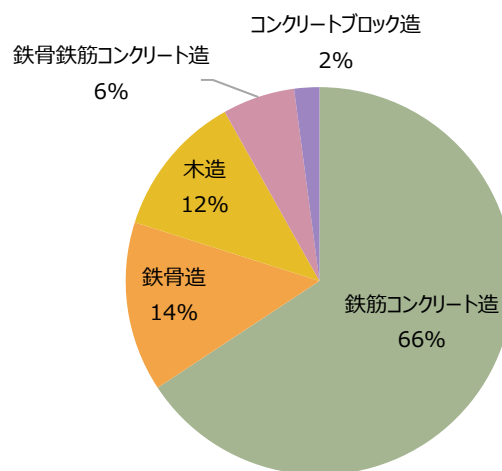


図 構造別の建設年別延床面積の割合

(6) 耐震化の状況

本市の公共施設等のうち、1981 年以前に建てられた旧耐震基準による建物で、かつ耐震補強が実施されていない建物の延床面積の割合は 12%となります。

用途別にみると、未実施の割合が多いのは、普通財産、公営住宅、その他となっています。

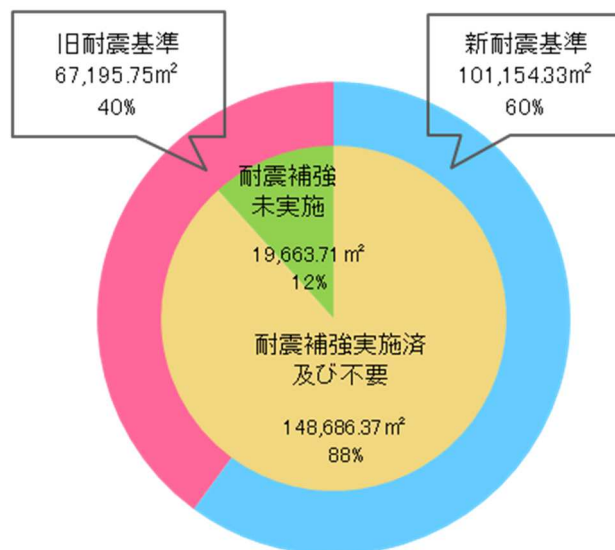


図 耐震基準との耐震補強実施状況別延床面積の割合

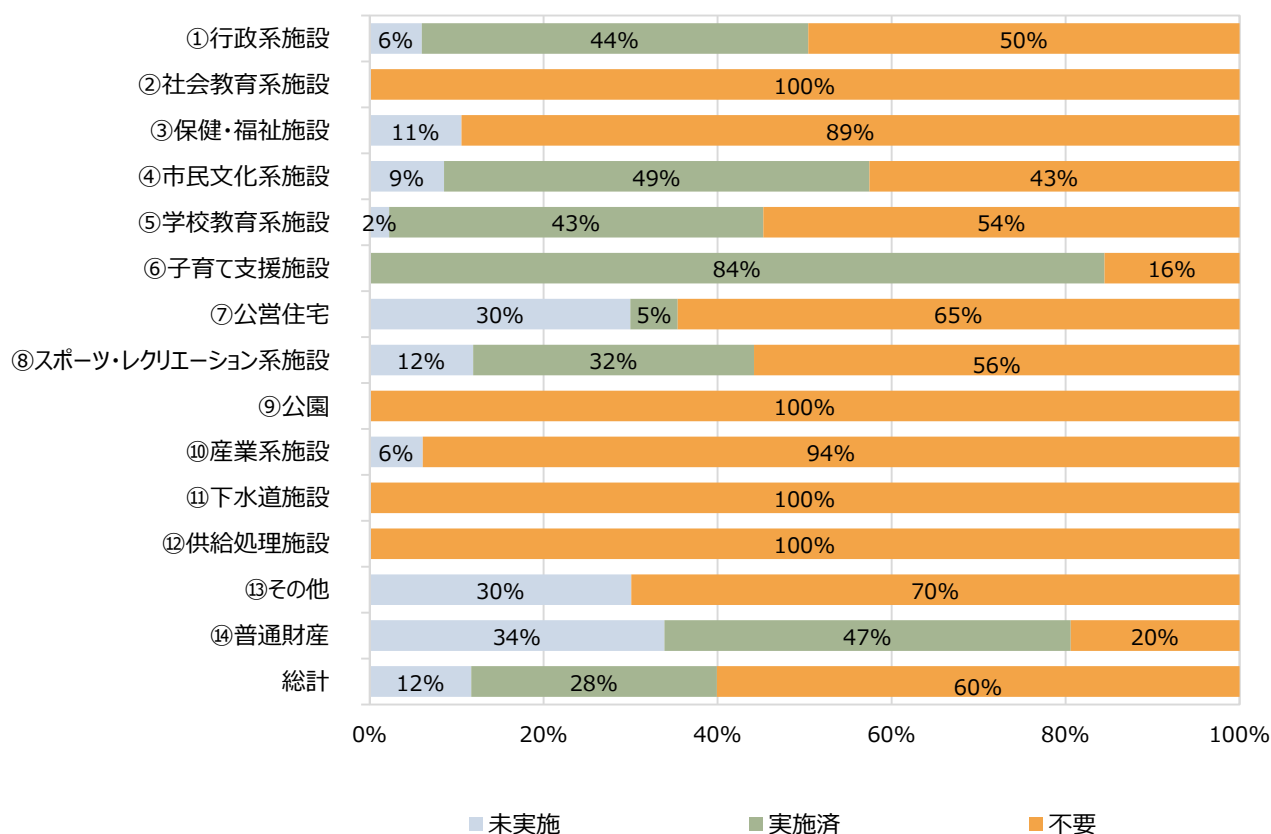


図 用途別の耐震補強実施状況別延床面積の割合

Ⅲ－２．インフラ系施設

(1) 道路

道路の状況を以下に示します。

本市は面積が広く、山間部に放射状に道路が伸びているという地理的な特徴により、人口一人あたりの市道延長が長くなっています。平成 27 年から令和 2 年にかけて、道路の総保有数量は増加しています。

一般道路		平成 27 年度		令和 2 年度	
	項目	数量	単位	数量	単位
	実延長	552,727	m	556,846	m
	道路面積	3,152,433	m ²	3,192,416	m ²

自転車道 歩行者道	項目	数量	単位	数量	単位
	実延長	27,206	m	31,944	m
	道路面積	70,743	m ²	82,704	m ²

農道	項目	数量	単位	数量	単位
	実延長	68,850	m	68,217	m
	道路面積	344,000	m ²	341,085	m ²

林道	項目	数量	単位	数量	単位
	実延長	131,966	m	132,944	m
	道路面積	395,898	m ²	398,832	m ²

	面積 1k m ² 当たり	人口千人当たり
	市町村道延長 (m)	市町村道延長(km)
伊佐市	1,418.50	22.76
鹿児島県	2,441.81	14.11
日本全国	2,729.91	8.17

※鹿児島県、全国のデータは以下による

- ・ 市町村道延長：「道路統計年報 2020」国土交通省
- ・ 行政面積：「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院
- ・ 人口：「令和 2 年国勢調査」

(2) 橋梁

橋梁の状況を以下に示します。

市が管理する橋梁は、もっとも古いもので大正 8 年建設のものがあり建設後 100 年を経過しています。その多くは高度経済成長期に建設されており、建設後 30 年を超えた橋梁が全体の 4 分の 3 を占めている状況です。農道林道にかかる橋の保有数量の増加は、台帳整備に伴うものです。

橋梁 (一般道路)

項目	平成 27 年度		令和 2 年度	
	数量	単位	数量	単位
実延長	4,806	m	4,908	m
道路面積	26,035	m ²	26,420	m ²

項目	数量	単位	数量	単位
橋梁数 15m以上	83	本	85	本
橋梁数 15m以下	202	本	204	本

項目	数量	単位	数量	単位
PC 橋	16,307	m ²	16,812	m ²
RC 橋	7,299	m ²	7,432	m ²
鋼橋	2,254	m ²	2,002	m ²
木橋その他	174	m ²	174	m ²

橋梁 (農道林道)

項目	数量	単位	数量	単位
実延長	183	m	627	m
道路面積	1,279	m ²	4,328	m ²

項目	数量	単位	数量	単位
橋梁数 15m以上	4	本	15	本
橋梁数 15m未満	0	本	10	本

項目	数量	単位	数量	単位
PC 橋	691	m ²	2,463	m ²
RC 橋	588	m ²	1,587	m ²
鋼橋	0	m ²	278	m ²

(3) 上水道

上水道と簡易水道の管路状況を以下に示します。

上水道は、昭和 26 年度、簡易水道は、昭和 37 年度から順次創設され、最も古い管路は整備後 50 年以上が経過しています。

簡易水道事業は、令和 2 年度に上水道事業に統合しています。

上水道

項目		平成 27 年度		令和 2 年度	
		数量	単位	数量	単位
導水管	300mm未満	1,942	m	7,111	m
	500mm未満	285	m	285	m
	小計	2,227	m	7,396	m
送水管	300mm未満	4,322	m	6,683	m
	500mm未満	679	m	600	m
	小計	5,001	m	7,283	m
配水管	50mm以下	37,116	m	102,804	m
	75mm以下	59,578	m	112,605	m
	100mm以下	24,320	m	76,842	m
	125mm以下	2,012	m	1,954	m
	150mm以下	20,061	m	47,345	m
	200mm以下	1,214	m	7,084	m
	250mm以下	2,702	m	2,710	m
	300mm以下	758	m	757	m
	350mm以下	55	m	55	m
	400mm以下	2,208	m	2,208	m
	450mm以下	3,684	m	3,684	m
	500mm以下	2,628	m	2,628	m
	小計	156,336	m	360,676	m

簡易水道

項目		数量	単位	数量	単位
導水管	300mm未満	1,789	m	上水道に経営統合	
送水管	300mm未満	6,270	m		
配水管	50mm以下	36,518	m		
	75mm以下	46,892	m		
	100mm以下	44,358	m		
	125mm以下	22,087	m		
	150mm以下	5,463	m		
	200mm以下	155,318	m		
	小計	163,377	m		

(4) 下水道

下水道の管路の状況を以下に示します。

下水道の管路は、昭和 61 年から整備が進められ、最も古い菱刈中央地区の管路は整備後 30 年以上が経過しています。

項目	平成 27 年度		令和 2 年度	
	数量	単位	数量	単位
塩ビ管	54,917	m	55,871	m
その他	116	m	384	m

	数量	単位	数量	単位
250mm以下	53,583	m	55,109	m
500mm以下	1,152	m	1,146	m

事業区域	事業年度	総延長
菱刈中央地区	昭和 61～平成 2 年度	10,576m
菱刈北部地区	平成 8～12 年度	34,398m
平出水地区	平成 13～17 年度	11,281m

(5) 公園

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条に基づく都市公園（公園又は緑地）」としています。

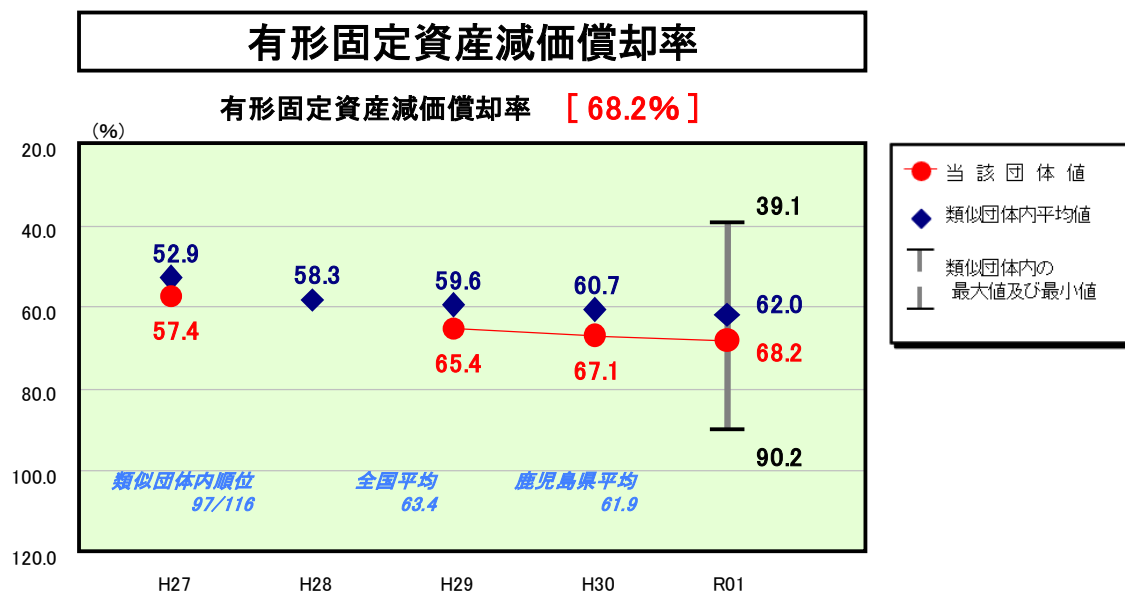
項目	平成 27 年度		令和 2 年度	
	数量	単位	数量	単位
公園設置数	-		8	箇所
敷地面積			37.1	ha

※公園については、インフラ系施設に分類されますが、トイレ等の建物については、公共建築物として集計されているため、両方の分類に公園施設として計上されているものがあります。

Ⅲ－３．公共施設の劣化状況

(1) 有形固定資産減価償却率の推移

本市の平成 27 年度から令和元年度における減価償却率は、年々上昇しており、老朽化が進行しています。今後、更新が必要な施設に対して計画的に投資ができるように、施設の総量縮減を推進していくなどの対策が必要です。



出典：総務省 財政状況資料集

※減価償却とは、時間の経過や使用によって価値が減少する資産を取得したときに、その費用を使用可能期間に応じて計上していくという会計処理のことです。減価償却率の値が大きいほど、取得してから時間が経過している、つまり古い資産が多いことを示しています。

※類似団体とは、国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって市町村を分類したもので、本市（Ⅰ-1）の類似団体としては、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、曽於市、南さつま市、志布志市などがあります。



Ⅳ 公共施設等の更新費用

Ⅳ－１．公共建築物

(1)単純更新した場合の将来推計

公共建築物を、現状の「事後保全型管理」のままで、標準的な耐用年数を迎える時期に更新とした場合、今後 40 年間に必要となる更新費用の試算結果は下図のようになります。

10 年後の 2026 年までに約 168 億円、40 年後の 2056 年までに約 559 億円の更新費用が発生する見通しとなります。つまり、2019 年以降の十数年間、毎年 20 億円前後の更新費用が集中することになるほか、2042 年、2054 年にも 30 億円を超える大型の事業が必要となるということになります。

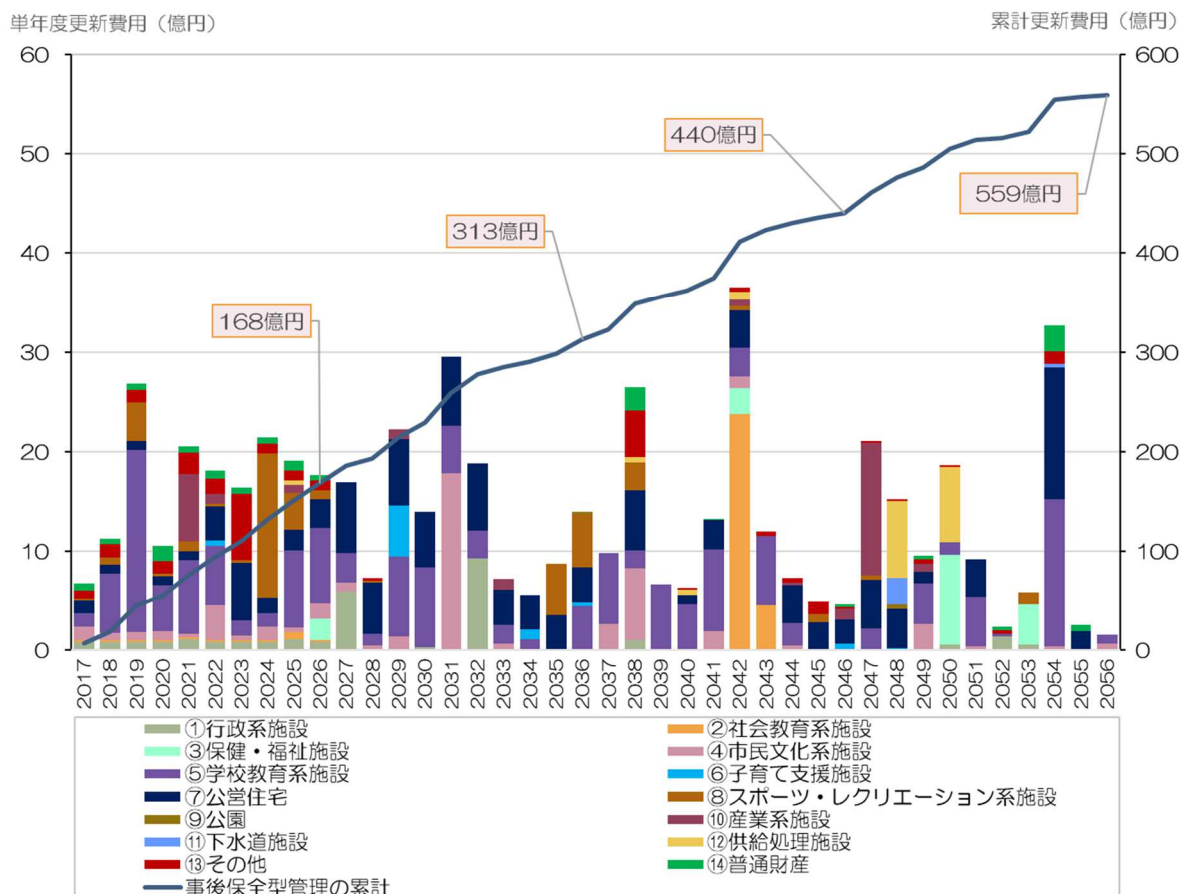


図 事後保全型管理による更新（建替え）のみの場合の費用予測

(2)長寿命化した場合の将来推計

公共施設等の管理を「予防保全型管理」に切替えて必要な時期に大規模改修を行い、計画的に施設の長寿命化を図った場合の費用は、2056 年までに約 448 億円が必要という試算になります。

公共建築物のうち7割強を占める鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造の建物が大規模改修によって20年延命すると仮定すると、「事後保全型管理」の場合と比較して、更新費用が集中する時期が20年遅れ、2038年以降に集中することになります。

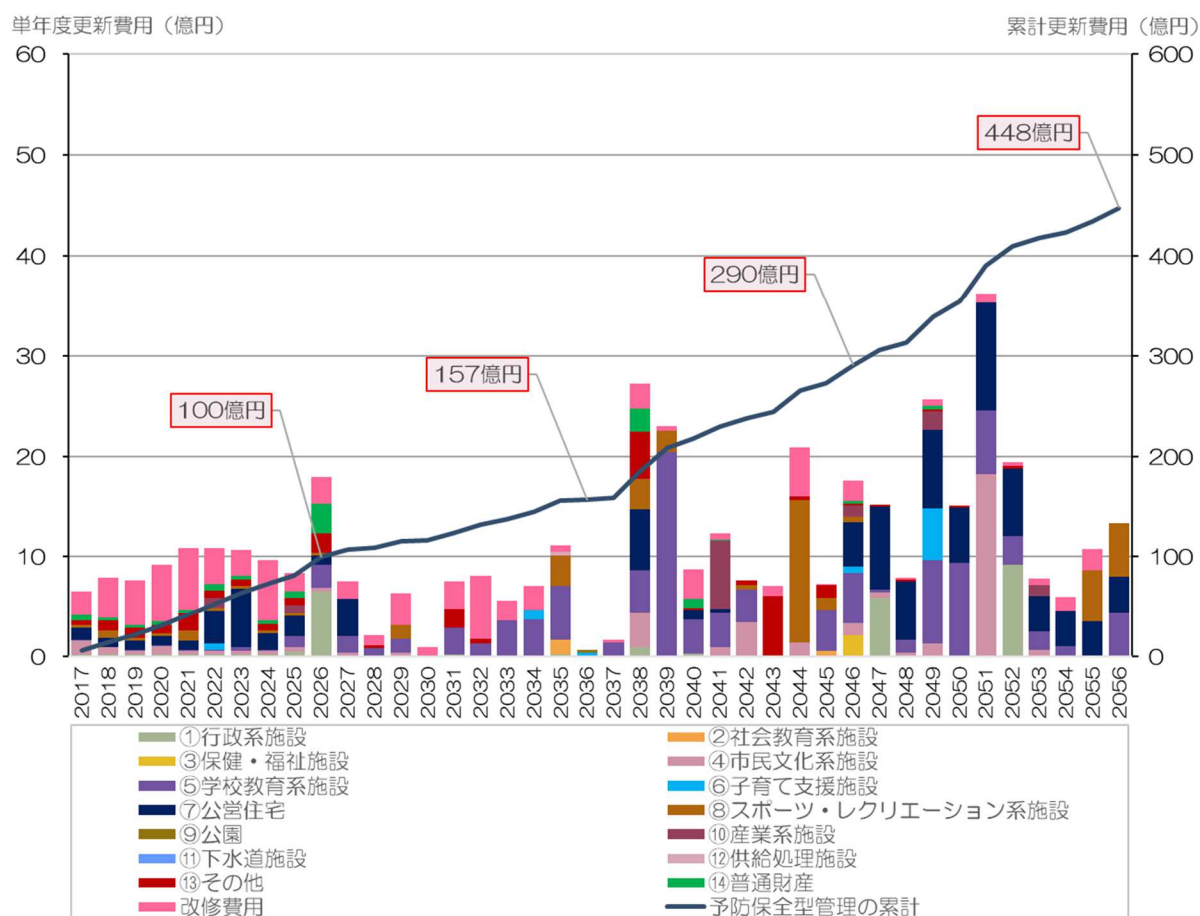


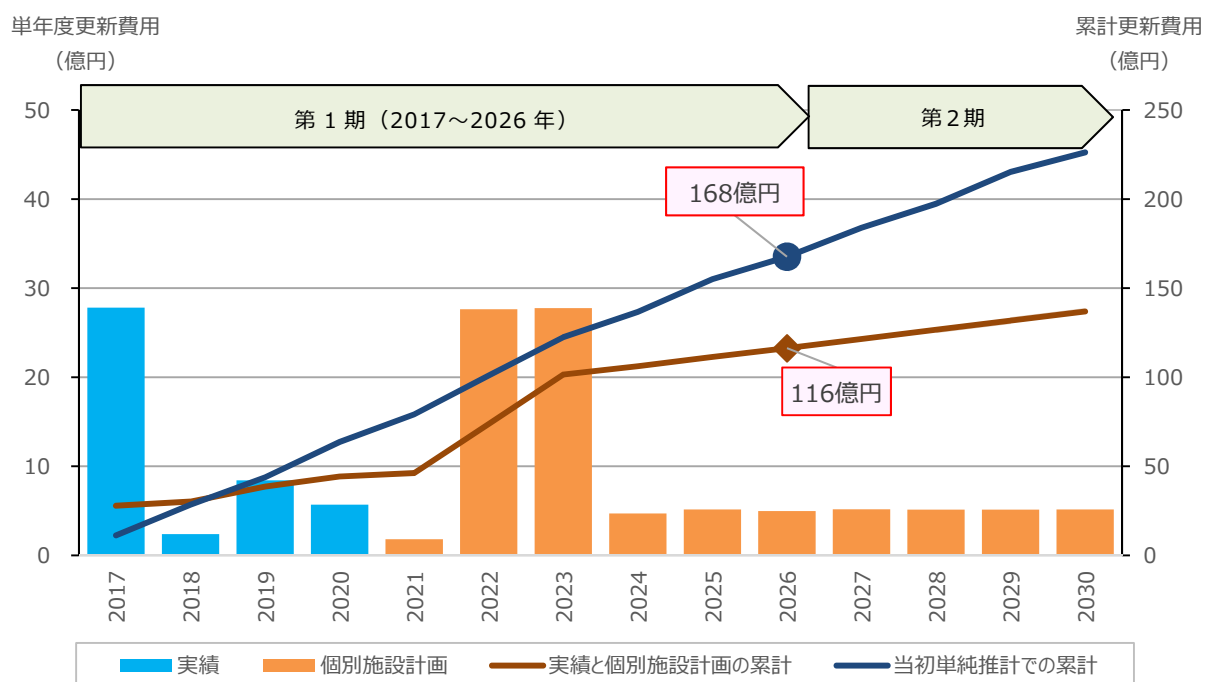
図 予防保全型管理による更新（建替え・大規模改修）の場合の費用予測

表 更新費用試算上の公共建築物の更新期間

構造	標準的な耐用年数	長寿命化による延命年数
鉄筋コンクリート造	50 年	20 年
鉄骨鉄筋コンクリート造	50 年	20 年
鉄骨造	38 年	10 年
コンクリートブロック造	41 年	10 年
木造	24 年	延命期間なし

(3) 実績及び個別施設計画を反映した将来推計

2017 年から 2020 年までの実績と 2021 年から 2030 年までの公共建築物個別施設計画の対策費用の見込みを反映した結果、本計画の第 1 期（2017～2026 年までの 10 年間）における更新費用は 116 億円の見込みとなり、当初の単純推計の結果 168 億円に対して、52 億円の更新費用縮減効果が想定されます。



注) 2017-2020 年度の実績値は、普通建設事業費のうち公共建築物にかかる費用です。
2021～2030 年度の個別施設計画の値は、令和 3 年 3 月時点における対策費用見込み額です。

第 1 期（2017～2026）10 年間の累計金額（億円）	
単純推計	168 億円
実績及び個別施設計画	116 億円
対策の効果額	52 億円

Ⅳ－２．インフラ系施設

(1) 単純更新した場合の将来推計

インフラ系施設を、現状の「事後保全型管理」のままで、標準的な耐用年数を迎える時期に更新する場合、今後 40 年間に必要となる更新費用の試算結果は下図のようになります。40 年後の 2056 年までに 959 億円の更新費用が発生する見通しとなります。

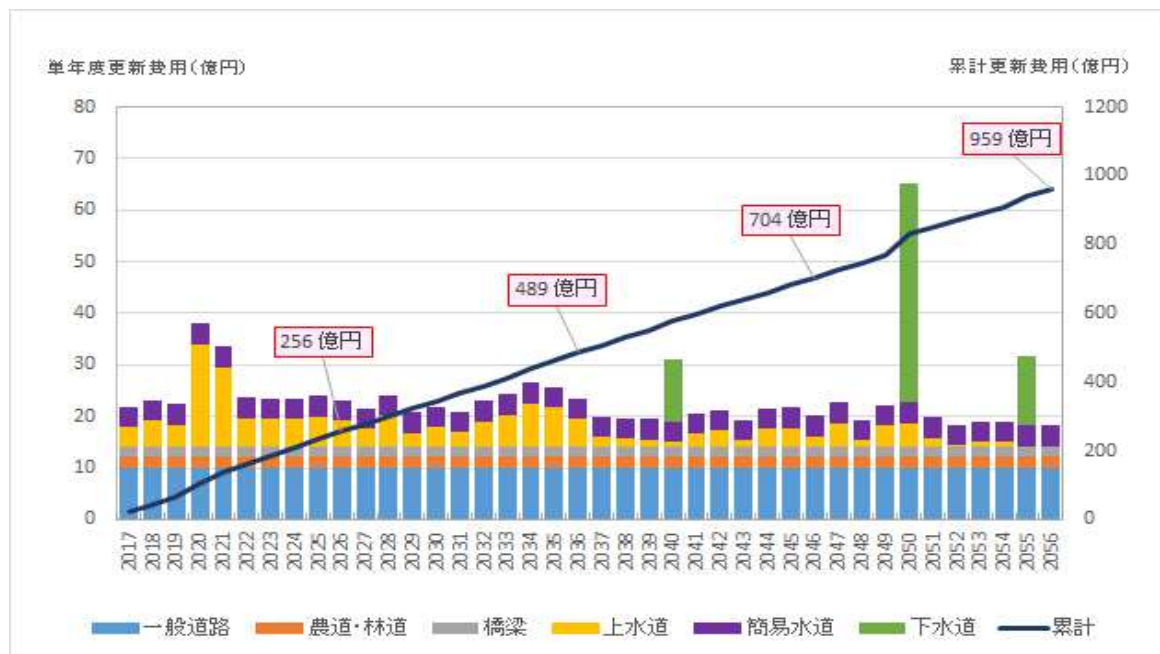


図 事後保全型管理による更新の場合の費用予測

なお、インフラ系施設の更新費用については、一般財団法人地域総合整備財団が作成した公共施設等更新費用試算ソフトにより、以下の内容に基づいて求めています。

項目	前提条件及び推計方法
道路	道路の総面積の舗装耐用年数を 15 年として、年平均舗装更新量を算出し、これに道路種別の単価を乗じて算出
橋梁	更新年数を 60 年として、橋梁全面積に対して構造別の単価を乗じて単年度の更新費用を算出
上水道	更新年数を 40 年として、管路の整備年度別・構造別・口径別延長に対して構造別・口径別の単価を乗じて単年度の更新費用を算出 (40 年以上経過した管路は 2017 年からの 10 年間で均等に更新)
簡易水道	更新年数を 40 年として、管路の構造別・口径別延長に対して構造別・口径別の単価を乗じて単年度の更新費用を算出
下水道	更新年数を 50 年として、管路の整備年度別・構造別・口径別延長に対して構造別・口径別の単価を乗じて単年度の更新費用を算出

注) 簡易水道施設については、令和 2 年度に上水道に統合されましたが、平成 28 年度時点ではそれぞれ運営しており、異なる算定方法で計算しています。

(2) 実績及び個別施設計画を反映した将来推計

これまでの実績と個別施設計画における将来更新費用を反映させた結果、2017 年から 2020 年の間の実績では、当初の単純推計よりも低い水準で整備を行っており、その後 2026 年までの個別施設計画における推計値においても、低い水準で予測されており 10 年間では 65 億円の更新費用が見込まれます。当初の単純推計での推計値 256 億円と比較すると、191 億円の更新費用の縮減効果が想定されます。

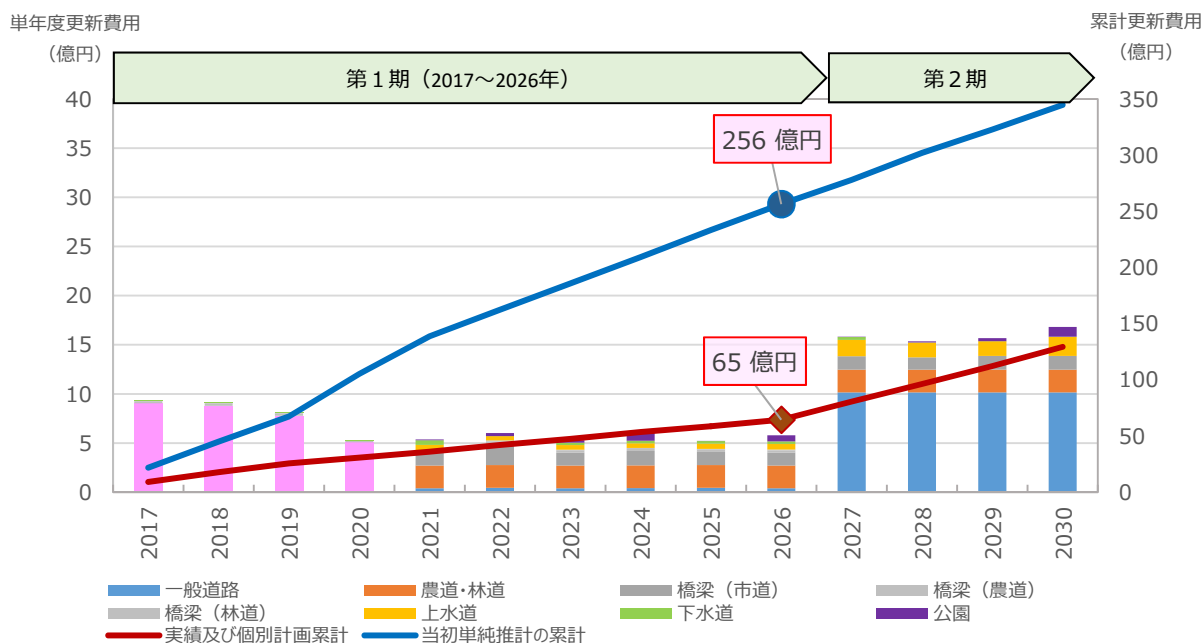


図 実績及び個別施設計画の費用予測

第 1 期（2017～2026）10 年間の累計金額（億円）	
単純推計	256 億円
実績及び個別施設計画	65 億円
対策の効果額	191 億円

項目	参照した計画
道路	伊佐市道路舗装長寿命化計画管理道路一覧表
橋梁	市道橋梁長寿命化 50 年間事業計画一覧 伊佐市橋梁長寿命化計画 伊佐市林道施設長寿命化計画
上水道	水道事業経営戦略 3-2-1 資本的支出（1）-1.将来工事請負費
下水道	伊佐市農業集落排水事業経営戦略 投資財政計画 建設改良費
公園	公園長寿命化計画（建物分を除く）

注）各種個別施設計画の計画期間が異なるため、上記掲載期間内の対策費用見込みの算出がない場合、単純推計の結果を使用しています。

Ⅳ－３．対策の効果額

これまでの実績と個別施設計画における将来更新費用を反映させた結果、本計画の第 1 期（2017～2026 年までの 10 年間）における対策費用の見込みは、建物及びインフラ全体で 181 億円となり、単純更新の場合と比較すると、243 億円の縮減効果が想定されます。過去 10 年間（2006～2015 年）の投資額（普通建設事業費の実績累計額）219 億円（年平均約 22 億円）を下回っています。

10 年間の経費の見込み

	単純更新	長寿命化対策をした場合	対策の効果額	過去投資額 (2006～2015)
建物	168 億円	116 億円	52 億円	219 億円
インフラ	256 億円	65 億円	191 億円	
合計	424 億円	181 億円	243 億円	

Ⅳ－４．財源の見込みについて

過去の普通建設事業費より年平均 22 億円を投資可能な範囲として見込んでいます。今後の老朽化対策費用に対する財政負担の平準化を図るため、国の交付金等や過疎債、公共施設適正化事業債などを活用するとともに、将来世代への負担を軽減するため、公共施設整備に活用するための基金創設を検討します。

公共施設の適正配置等により、余剰となった土地や建築物を売却した収入については、当該基金に積み立て、将来の修繕・更新の財源とします。

また、公設公営によるだけではなく、官民連携による民間資金の活用についても検討を進めていきます。



V 公共施設等の管理に関する 基本的な方針

V-1. 現状と課題

本市が保有する公共施設等について、人口推移や財政状況、利用形態や保有状況等を総合的に考えると、将来に向けて次のような現状と課題が見えてきます。

(1) 利用対象の変遷と過剰な資産の保有

本市の人口は 35 年前と比較して約 35% となる約 1 万 3 千人が減少しており（令和 2 年度時点）、今後も人口減少が避けられない状況にあるなか、保有する公共施設等にも利用度の低下がみられ、かつ市町村合併後、積極的な施設の統廃合がなされていないこともあり、他の地方公共団体と比較しても過剰な規模の公共施設等を保有している状態にあります。

少子化や過疎化の進行に伴い高齢化率は 4 割を超え、世代間構成や集落構成も大きく変化してきており、また、価値観の多様化やライフスタイルの変遷も相まって時代のニーズとして行政サービスは多様化・細分化する流れにあります。そのため、保有する公共施設等についても利用対象や利用形態において利用者のニーズに合わない面も多く生じ、より効率的で効果的に施設を運用していくことが求められています。

(2) 施設の老朽化

公共建築物の保有状況をみると、168 施設 355 棟、総延床面積約 168,350 m²（令和 2 年度末現在）のうち、一般的に老朽化の目安とされる建築後 30 年以上経過するものが全体の 65% を超えており、これから集中的に更新時期を迎えることになります。また、耐震補強が未実施の公共建築物も約 12% あり、安全性の確保のためにも施設の長寿命化を図りながら、適切かつ計画的な維持管理・更新を行う必要があります。

また、公共建築物に附帯する設備についても、時代の要請や老朽化などにより更新を要する設備も多くあるため、将来を見据えた施設本体の更新計画の作成が急務となっています。

(3) 財政縮小による財源不足

財政状況については、人口減少や合併特例措置の終了などにより、歳入の約 3 割を占めている地方交付税が年々減少するなど、依然として厳しい見通しにあります。

高齢化の進行などに起因した社会保障費の増加や、施設老朽化に伴う維持補修費が増大する一方、人口減少などによる自主財源の縮小は避けられず、継続的な行財政改革が必要となっており、特に、公共施設等の適正な管理は今後の財政運営に影響する大きな課題となっています。

既存の公共施設等をすべて保有する場合に要する更新費用は、年平均で約 37.9 億円と推定され（平成 28 年度計画策定時点）、過去 10 年の普通建設事業の平均額 22 億円を

大きく上回る結果となります。

これまでの実績及び個別施設計画の取組を反映させた結果、第 1 期においては、過去 10 年の普通建設事業の平均額 22 億円を下回る見込みとなりますが、計画期間の 40 年間における公共施設等の適正管理のためには、今後も施設総量の縮減に向けて取り組みを推進していく必要があります。

V-2. 基本方針

公共施設等が抱える現状と課題を踏まえ、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方について、次のとおり基本方針を示します。

① 公共施設等の適正配置と総量縮減

人口減少や少子高齢化等に伴う利用環境の変化を踏まえ、施設の複合化や用途変更、統廃合等を推進することにより、「保有施設の適正配置」に取り組みます。

また、今後限られた予算の中で、現在保有するすべての公共施設等を維持管理・更新していくことは難しい状況にあるため、「施設総量の縮減」に取り組みます。

② 公共施設等の長寿命化と安全性の確保

利用者の安全確保のため適正な点検・維持管理を実施するとともに、計画的な予防的修繕によりライフサイクルコストを縮減し、「公共施設等の長寿命化」を図ります。

③ 公共施設等の効率的な管理運営

施設の利用率向上と管理運営コストの抑制のため、集約化や複合化・共用化により、可能な限り「公共施設等の有効活用」を図るとともに、建設や運営においても積極的に民間活力を導入するなど効率的な管理運営に努めます。

また、本計画を推進するため、全庁的な実施体制を整備し、合意形成を図りながら一元的に「公共施設マネジメント」を推進します。

※公共施設の更新費用の平均額において年間 15.9 億円の不足が生じると推定されるため、公共施設に関わる維持・更新費用を、今後 40 年間で **50%縮減**することを目標とします。

【指標】

- 40 年間の普通建設事業費の総額 ÷ 40 年間の更新費用（建築・インフラ）
= 876 億円 ÷ 1,518 億円 = 57.7%
- 2060 年（44 年後）の総人口（人口ビジョン） ÷ 2016 年の総人口
= 15,061 人 ÷ 26,810 人 = 56.2%
- 2060 年（44 年後）の年少人口（人口ビジョン） ÷ 2016 年の年少人口
= 2,078 人 ÷ 2,974 人 = 69.8%
- 2060 年（44 年後）の老年人口（人口ビジョン） ÷ 2016 年の老年人口
= 5,376 人 ÷ 10,385 人 = 51.8%

注）ライフサイクルコストとは、建設から解体に至るまでにかかる総費用のことを指します。

V-3. 実施方針

基本方針を推進するために必要な視点や具体的な手法などについて、次のとおり実施方針を示します。

① 適正配置と総量縮減の推進方針

(1) 公共施設等の新設

公共建築物の「新設（移設を含む）」は、集約・複合化により施設の利用度や効率性を高めることを条件とし、設置場所も利便性や隣接するサービス等を考慮のうえ、まちづくりとして相乗的な効果が期待できる場合に限ることとし、原則として施設総量の純増につながる大規模な施設の新設は行いません。

インフラ系施設についても、利用頻度が高く大きな課題解決につながる場合を除き、原則として利便性の向上のみを目的とした新設は行いません。

(2) 既存施設の見直し・更新

既存施設について、行政サービスとしての必要性も含め、老朽度合や利用頻度などの施設状況を検証し、統廃合や複合化等の可能性について継続的に検討します。

「更新」の場合は、適正な規模・設備、将来的な活用方法について十分検討したうえで、ライフサイクルコストの抑制に努めることとし、安全で管理し易く、再利用が可能な設計に心がけます。

遊休資産について、将来計画がある場合を除き、原則的に売却・譲渡を進めます。

また売却・譲渡が困難な場合、老朽度合の高い公共建築物は解体・撤去し、管理費用の縮減を図ります。

(3) 圏域別の機能分担

各施設について、規模や利用形態を考慮しながら、圏域別（市全体、地区（旧市町）、地域（旧町村）、生活圏（校区））に必要となる機能を分担し、維持または集約を検討していきます。利用形態については、専門性や特殊性をもつ一部施設を除き「日常的利用」と「非日常的利用」にて区分し、どの機能までがより身近な場所に必要かという視点で、利用度や維持管理コストと照合しながら判断していきます。

(4) 集約による機能増強

非日常的利用として施設を「集約」する場合は、距離的な利便性が失われる可能性があることから、設備等の充実による機能性の向上や複合的なサービスの提供を図るなどの工夫を行い、利用者の満足度の向上に努めます。

(5) 廃止後の跡地利用

施設の用途廃止後の取扱いは、原則的には遊休資産と同様としますが、避難所等で他に代替がない場合は必要な機能のみを残すこととします。

また、他施設の統廃合を伴う跡地の有効活用については、集約先となる公共建築物の老朽化の度合や耐用年数等を慎重に検討し、一時的な利用でない場合は、減築等により適正規模での改築、更新を行うこととします。

② 長寿命化と安全性の確保のための実施方針

(1) 点検・診断等

公共施設等の劣化や損傷への対応など、利用者の安全確保のためには、的確な点検・診断が必要不可欠です。

施設管理者による「日常点検」、「法令等に基づく定期点検」、「災害や事故発生時に行う緊急点検」の3種類の点検を実施していくとともに、保全の優先度を判断するために劣化診断等を実施していきます。

また、点検・診断等の実施結果をデータとして蓄積させ、各施設の維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策に活用していきます。

劣化調査は5年に1回程度の周期で実施することとし、著しい劣化や危険部位等については、おおむね5年以内をめどに対応することとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等

公共施設等の維持管理・修繕については、これまでの不具合が生じてから処置する「事後保全型管理」から、定期的な点検により劣化度や状態を見ながら交換・更新を行う「予防保全型管理」を基本とする手法へ転換し、財政的、物理的な条件を加味した計画的な維持管理により各施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

大規模改修や更新については、他施設との統廃合や集約化、廃止などを含めて施設の活用方針を全庁的に十分議論したうえで、将来を見据えた適正規模での実施を計画することとし、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期を調整しながら財政負担の平準化を図ります。

(3) 安全確保

日常点検や定期点検により施設の劣化状況を把握し、予防保全による適切な処置を計画的に実施することで利用者の安全性を確保します。

また、防災拠点や避難所などの災害時の拠点施設については、耐震化はもとより、動線を含め非常時に必要となる機能を整理し、その安全性が確保できる施設として再設定したうえで、適切な維持管理を行っていきます。

遊休資産については、跡地利用の方針に従った処置がなされるまでの間、立入禁止や使用制限、周辺環境への配慮など必要な安全対策を講じるとともに、老朽化の著しい施設や特殊な施設などは、安全性や緊急性を考慮し、可能な限り優先的に解体・撤去を実施します。

(4) 耐震化

公共建築物の耐震化にあたっては、耐用年数や重要性、利用状況、災害時の拠点施設となっているかなどをもとに総合的に検討し、優先順位をもって計画的に耐震診断及び耐震改修工事を実施していきます。

また、耐震化対策が未実施である施設については、利用者にそのリスクを十分に周知し、可能な限り安全性を高めるための避難対策を講じます。

(5) ユニバーサルデザインの取り組み

すべての人にやさしいユニバーサル社会を構築するため、施設の改修等においては、すべての人のニーズに対応しつつ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの実現を目指します。

また、法令において求められる内容を満たすのみではなく、施設利用者からの意見聴取や関係団体等との連携による一体的なバリアフリー化の実施により、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できることを目指した整備を推進します。

(6) 脱炭素化の取り組み

公共施設等の大規模改修や更新にあたっては、脱炭素化社会の実現に向けて「伊佐市地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入や消費エネルギーの省力化など、脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

注) ユニバーサルデザインとは、できるだけ多くの人々が利用可能であるように、建物、空間等をデザインすることです。

脱炭素化社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を 2050 年までに「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

③ 効率的な管理運営の実施方針

(1) 施設の有効活用

既存施設の利用方法においても、過大なサービスとなっていないか、無駄な使い方をしていないかなど、効率的な運用について見直し・再検証するとともに、空きスペースについては、目的を阻害しない範囲において、時限的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

公共建築物の更新にあたっては、統廃合による集約化が困難である場合、周辺の公共施設との複合化・共用化により複合施設とすることで、施設総量や維持管理コストの削減を図り、無駄のない効率的な施設の運用に取り組みます。

また、複合施設とする場合は、各種サービスが複合化されることで相乗効果が期待でき、利便性の向上につながるよう工夫します。

(2) 民間活力の導入

保有資産が抱える課題を公共部門がすべて対応するには限界があるため、地域活性化や雇用の確保の視点に配慮しながら、可能な範囲において官民連携（P P P Public Private Partnership）の考え方による民間活力の導入を図ります。

「民でできることは民で」を基本とし、様々な官民連携の手法の中から最適な手法を選択し、民間のノウハウを導入することで、市民サービスの向上と効率的な管理運営を図ります。

(3) 管理体制の構築

総合的かつ計画的な公共施設の管理を実現するため、庁内組織を形成し、全庁的な取組として「公共施設マネジメント」を推進します。

点検・維持管理結果を含めた公共施設等に関する情報をデータとして一元的に管理し、ライフサイクルコストを意識しながら、適正な維持管理や計画的な改修・更新などに役立てていきます。

また、本計画を具現化するための各分野における個別施設計画（長寿命化計画）等については、本計画との整合を図ることとし、必要に応じて見直し・改訂を行います。



Ⅵ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する基本的な方針（基本方針、実施方針）を踏まえ、次のとおり施設類型ごとの方針を示します。

Ⅵ－１.公共建築物の類型別方針

(1) 行政系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
1	伊佐市役所大口庁舎	4,075.60	RC	50	1956	
6	伊佐市役所菱刈庁舎	3,177.37	RC	50	1982	
48	防災用具倉庫	72.00	S	26	1973	
158	宮人書庫	297.00	S	38	1969	
152	上町班消防詰所	144.74	S	38	1991	
153	里町班消防詰所	125.42	S	38	1986	
154	第9分団消防詰所	132.00	S	38	2012	
155	第10分団消防詰所	132.00	S	38	2012	
156	第3分団消防詰所	132.00	S	38	2013	
157	第8分団消防詰所	132.00	S	38	2013	
163	第4分団消防詰所	132.00	S	38	2015	
164	第7分団消防詰所	132.00	S	38	2015	
165	第2分団消防詰所	132.00	S	38	2017	

庁舎については、常に多くの市民が利用し、災害時には防災拠点となるなど、行政サービスの核となる施設であるため、安全性とサービスの持続性を重視した維持管理を行います。特に大口庁舎は老朽化が顕著であるため、新庁舎の建設を予定しています。新庁舎においては近接する施設との複合化を検討し、公共施設の総量縮減に努めます。また菱刈庁舎については行政機能が低下しないように配慮し、有効に活用できるよう検討します。

消防詰所は災害時の重要な施設であるため、予防的修繕に努めるとともに、更新については消防団の再編も含めながら検討していきます。

注) 建物構造については、以下の略称を用いて表示しています。

RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、W：木造、
CB：コンクリートブロック造

(2) 社会教育系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
20	菱刈ふるさといきがいセンター	1,449.00	RC	50	1993	○
22	ふれあいセンター	5,912.00	SRC	50	1991	○

各地区（旧市町）の社会教育拠点となる両センターは、図書館を有する多目的施設として市民の交流拠点となっており、災害時の拠点的な避難所でもあるため、予防保全型管理による長寿命化を図ります。

また、大規模な施設であるため、近隣施設の機能を統合するなど、効率的な管理・運用について検討します。

(3) 保健・福祉施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
15	伊佐市大口元気こころ館	1,269.54	S	24	2002	○
17	伊佐市菱刈総合保健福祉センター	2,998.36	RC	50	1999	○
18	伊佐市菱刈生活支援ハウス	818.00	RC	50	1993	
159	保健関係保管庫	687.80	RC	50	1975	
167	まごし温泉	748.20	RC	50	2021	

2施設（元気こころ館、菱刈総合保健福祉センター）は、比較的新しく、各地区（旧市町）の健康づくりの拠点となる施設であり、福祉避難所にもなるため、予防保全型管理により長寿命化を図ります。

また、高齢者の利用が多いため、バリアフリー対応も含めた万全な安全対策に努めるとともに、大型施設であるため、利用状況を分析しながら複合化・共用化も含めた効率的な施設の運用方法を検討していきます。まごし温泉は、近年改築された施設であり予防保全型管理を徹底し、効率的な管理・運用に努めます。

保健関係倉庫は、他施設への機能移転を行い、施設の除却を検討します。

(4) 市民文化系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
21	ひまわり館	159.26	W	24	2003	○
23	羽月西青少年センター	141.88	RC	50	1977	○
24	羽月地区公民館	353.05	CB	41	1973	○
26	牛尾青少年センター	119.24	W	24	1977	
27	共進地区教育集会施設	132.49	W	24	1976	
28	元町青少年会館	125.87	W	24	1982	
29	山野西文化交流館	642.00	RC	50	1979	○
30	小木原東集会所	132.39	W	24	1985	
31	松木原集会所	132.21	W	24	1993	
32	神池集会所	132.30	W	24	1987	
33	針持青少年センター	119.24	W	24	1978	○
34	西永尾集会所	132.39	W	24	1981	
35	青木元教育集会施設	151.76	W	24	1984	
36	曾木青少年自立自興会館	125.87	W	24	1985	
37	大口東青少年センター	119.24	W	24	1979	
38	田中校区集会施設	821.64	RC	50	1998	○
39	湯之尾校区集会施設	840.00	RC	50	1986	○
40	平出水青少年センター	119.24	W	24	1979	
41	本城校区公民館	398.00	W	24	1992	○
44-2	菱刈環境改善センター	1,641.82	RC	50	1988	
143	布計地区多目的集会施設	195.00	W	24	1996	○
147	西太良コミュニティセンター	289.57	RC	50	1973	○
148	山野基幹集落センター	364.90	RC	50	1975	○
149	大口富士福祉館	132.30	RC	50	1977	
150	菱刈人権文化センター	198.00	RC	50	1982	○
43	文化会館	4,158.13	SRC	50	1981	

校区公民館や各地区集会施設については、木造施設が多く耐用年数を超過した施設が半数に達し、耐震補強がされていない施設も多数あるため、全体的な更新の方針について検討する時期にあります。

各圏域（校区）のコミュニティ拠点として、必要となる機能を整理し、複合的役割を担う施設として、適正な維持管理が可能な規模での更新を検討していきます。またその際には、小学校や周辺施設の有効活用について関連性を整理しながら検討します。

その他の小規模な集会施設については、地元移管を検討しながら、既存の施設の維持に努め、大規模な改修や更新は行わないこととします。

また、人権関連施設は、位置付けや管理方法について他市町村の取扱いを参考にしながら、必要な対策を講じていきます。

本市の芸術文化の拠点となる文化会館については、予防保全型管理により長寿命化を図るとともに、利用形態について整理し、設備の更新や維持管理費用の抑制のための具体的方策を早期に検討します。

山野西文化交流館については、遊休資産の有効活用と捉え、必要最小限での維持管理とし、大規模な補修や改修は行わないこととします。

(5) 学校教育系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
49	大口小学校	5,188.00	RC	50	1972	
50	大口東小学校	2,456.00	RC	50	1962	○
51	牛尾小学校	2,464.00	RC	50	1963	
52	山野小学校	2,766.00	RC	50	1967	
53	平出水小学校	1,790.00	RC	50	1980	
54	羽月小学校	3,296.00	RC	50	1978	
56	羽月西小学校	2,163.00	RC	50	1979	
57	曾木小学校	2,514.00	RC	50	1990	
58	針持小学校	2,305.00	RC	50	1975	
59	湯之尾小学校	2,789.54	RC	50	1992	
60	菱刈小学校	3,803.88	RC	50	1989	
61	南永小学校	1,180.00	W	24	2002	○
62	本城小学校	3,115.00	RC	50	1964	
63	田中小学校	2,360.00	RC	50	1970	
64	大口中央中学校	7,627.00	RC	50	2003	
65	菱刈中学校	7,160.00	RC	50	1968	
162	伊佐市立学校給食センター	1,724.50	S	38	2010	

過疎化や少子化により児童生徒数が減少するなか、学校教育系施設が全体に占める延床面積の割合は、依然として3割を超え最も高くなっています。

小学校は14校あり、耐用年数が近い施設が大半であり、老朽化による不具合が生じている設備も多く、計画的な大規模改修を要する状況にあります。

40年後には子どもの数が現在の3割減となる推計を踏まえ、地域コミュニティの中心的施設であるという点を重視しつつ、学校の在り方と適正な規模についての検討を行い、施設の複合化や再編の議論を慎重に進めていく必要があります。

小学校・中学校とも耐震補強は全校で終了しているものの、建物や設備の老朽化に伴う安全面や機能面の不足などの問題が顕在化しつつあるため、予防的補修により長寿命化を図るものの、大規模な補修・改修については、多大な費用を要するため、将来利用も含めた維持管理計画に基づいて整備を行っていきます。

学校給食センターについては、築年数も浅いため、適切なメンテナンスを行いながら、事業継続性を重視した予防保全により長寿命化を図ります。

(6) 子育て支援施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
68	総合交流拠点施設	5,121.00	RC	50	1970	○
69	本城幼稚園	252.00	W	24	1997	
160	子ども交流支援センター	528.30	W	24	2010	
161	トータルサポートセンター	160.00	W	24	2011	

総合交流拠点施設については、遊休資産の有効活用と捉え、必要最小限での維持管理とし、大規模な補修や改修は行わないこととし、安全な使用が確保できないと判断した時点で用途廃止とします。

本城幼稚園については、公立としての意義や役割について再検証し、施設維持に関する今後の方向性を検討します。

残る２施設は、比較的新しい施設であり、予防保全型管理による長寿命化を図りつつ、可能な限り施設の有効利用に努めます。

(7) 公営住宅

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
71	下殿南住宅	69.94	W	24	1981	
79-2	山野境目住宅	139.88	W	24	1977	
81-1	山野西住宅	81.10	W	24	2000	
86-1	羽月北住宅	125.06	W	24	1985	
106	元町団地	2,244.22	RC	50	1984	
107	下殿団地	132.00	CB	41	1969	
108	大田団地	208.56	CB	41	1955	
109	水ノ手団地	208.56	CB	41	1955	
110	小水流団地	1,246.50	RC	50	2016	
111-1	西水流団地 1	2,238.00	CB	41	1968	
111-2	西水流団地 2	1,630.59	RC	50	1979	
112	高校西団地	4,345.30	RC	50	2004	
113	下之馬場団地	1,723.05	RC	50	1981	
114	曾木団地	381.36	RC	50	1983	
115	針持団地	381.36	RC	50	1983	
116	崎山団地	381.36	RC	50	1983	
117	郡山団地	5,837.71	RC	50	1978	
118	平出水団地	699.62	W	24	1992	
130	中水流住宅	119.30	W	24	2002	
131	大口里住宅	103.80	W	24	1964	
132	こつがら団地	2,343.06	W	24	1999	
119	前目第 1 団地	554.68	RC	50	1977	
120	前目第 2 団地	607.43	W	24	1992	
121	池田団地	583.90	RC	50	1978	
122	瓜ノ峰第 1 団地	597.10	RC	50	1979	
123	湯之尾団地	815.31	RC	50	1980	
124	中央団地	841.58	RC	50	1990	
125	重留西第 1 団地	1,158.80	RC	50	1985	
126	重留西第 2 団地	1,201.00	RC	50	1992	
127	前目麓団地	1,247.40	RC	50	1993	
128	瓜ノ峰第 2 団地	901.48	RC	50	1994	
129	北俣団地	1,005.42	RC	50	1997	
133	ウッドタウン菱刈	664.56	W	24	1999	
134	山田団地	1,458.60	W	24	2003	

将来人口や民間住宅の立地・供給量の見通し等を踏まえ、公営住宅としてのニーズを整理した上で適正な総量を設定します。また、医療や買い物、公共交通など基本的な生活サービスの維持を含め、地域の拠点づくりとしての視点も重視しながら、効率的な行政サービスの提供が可能な配置を検討します。

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、修繕周期に先立って定期点検を充実し、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施を図ります。

(8) スポーツ・レクリエーション系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
8	十曾青少年旅行村	427.31	W	24	1997	○
10	旧布計小学校	496.58	W	24	1940	
12	楠本川溪流自然公園	181.67	W	24	1993	
16	大口温泉高熊荘	343.11	RC	50	1986	○
42	総合運動公園	5,686.11	RC	50	1973	
44-1	農村公園	1,890.80	RC	50	1985	
45	カヌー艇庫	1,158.96	S	38	2009	
46	湯之尾体育広場カヌー艇庫	111.07	S	38	1989	
47	湯之尾屋内ゲートボール場	1,510.00	S	38	1987	
67	山野地区体育館	727.00	S	38	1980	

スポーツ関連施設については、各種公園も含めて、スポーツの利用環境全体として圏域別の機能分担により利用方法を整理します。

また、競技性のある専門的施設については、一元的な管理や利用効率の観点から可能な限り集約化することとし、競技におけるニーズ分析や利用状況を勘案の上、更新や機能整備についての方針を検討します。

旧布計小学校や山野地区体育館は、遊休資産の有効活用と捉え、必要最小限での維持管理とし、大規模な補修や改修は行わないこととします。

大口温泉高熊荘は、温泉に要する維持管理費用の状況や、地域コミュニティの拠点として必要な機能を整理しながら、用途変更、地区移管など将来的な維持管理・更新等の方針を検討します。

キャンプ場については、ニーズ分析や利用状況を踏まえ施設の目的や在り方を整理の上、官民連携の手法を取り入れながら効果的な運用を検討します。

その他の施設については、官民連携の手法を検討・活用しながら、予防保全型管理による長寿命化を図ります。

(9) 公園

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
7	轟公園	171.83	RC	50	1997	
13	曾木の滝公園	123.83	W	24	2011	

一般公園、都市公園、鉄道記念公園、キャンプ場など市民の憩いの空間としての役割をもつ公園全般について、圏域別の機能分担により利用方法を整理します。一部スポーツ関連施設として複合的な利用をしている公園については、スポーツ関連施設の機能分担との整合を図りながら検討を行います。

公園全般として、安全性と快適性を保つため、地域や民間との協働による管理を検討しながら、効率的な維持管理を行うとともに、建築物については、機能分担に基づく必要設備について予防保全型管理による長寿命化を図ります。

(10) 産業系施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
11	伊佐市ひしかり交流館	342.00	W	24	2000	
142	大口生活改善センター	355.80	RC	50	1983	
144	菱刈生活改善センター	310.31	S	24	1979	
145	菱刈農畜産物処理加工施設	176.90	S	24	1979	
146	山ノ神堆肥センター	6,789.33	S	38	2009	

農林産物の加工・販売の機能を有するひしかり交流館は、官民連携の手法による効率的かつ効果的な維持管理・運営に努めながら、同時に施設の民間譲渡の可能性についても検討を進めます。

生活改善センターは、利用状況や設備の更新時期を見ながら、統合の方向で検討します。

農畜産物処理加工施設は、利用の動向や施設・設備の劣化度、衛生管理面などを考慮し、必要最小限での維持管理とし、大規模な補修・更新は行わないこととします。

堆肥センターは、農業公社による管理運営であるため、関係組織との連携を図りながら、日常的な点検等により劣化や損傷を把握し、計画的な予防的修繕等による長寿命化を図っていきます。

(11) 下水道施設（集落排水）

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
135	平出水集落排水施設	123.87	RC	50	2003	
137	農業集落排水施設	847.00	RC	50	1997	

集落排水施設は、機能診断・最適整備構想に基づいた機能強化事業及びストックマネジメントによる定期的な点検補修等により施設の長寿命化を図ります。中長期的には集落排水人口の動向を踏まえ処理施設の統廃合・経営の合理化、集排区域の再編を検討します。

(12) 供給処理施設

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
138	一般廃棄物最終処分場	225.00	S	38	1987	
139	大口リサイクルプラザ	2,399.15	RC	50	1999	
140	牛尾湧水処理施設	114.40	S	24	1988	
141	旧伊佐市衛生センター	256.00	RC	50	1991	
166	(きらり館) 伊佐市衛生センター	1,829.63	RC	50	2017	

一般廃棄物最終処分場は、本来の目的としては休止していますが、埋立地として適正な管理を行います。

大口リサイクルプラザは、一般廃棄物最終処分場かつ大口地区の資源化施設としての機能を有するが、資源化施設については、市域として同一の取扱いができるよう関係団体と調整しながら検討します。

供給処理施設全般として、安定稼働を第一とし、定期的な点検・診断のもと予防保全型の維持管理による長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

(13) その他

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
73	大口小校長住宅	69.94	W	24	1982	
74	大口小教頭住宅	92.98	W	24	1979	
75	大口東小教頭住宅	69.94	W	24	1979	
76	大口東小校長住宅	76.18	W	24	1995	
77	牛尾小教頭住宅	63.59	W	24	1994	
78	牛尾小校長住宅	85.98	W	24	1998	
79-1	山野小学校教頭住宅	69.94	W	24	1983	
80	山野小校長住宅	78.90	W	24	1995	
82	平出水小校長住宅	69.94	W	24	1978	
83	平出水小教頭住宅	64.49	W	24	1991	
84	羽月小校長住宅	87.69	W	24	1999	
85	羽月小教頭住宅	84.33	W	24	2000	
88	羽月西小教職員住宅	133.20	W	24	1979	
89	曾木小教職員住宅	140.26	W	24	1980	
90-1	針持小教職員住宅 1	69.94	W	24	1978	
90-2	針持小教職員住宅 2	73.70	W	24	1995	
91	大口中央中校長住宅	84.81	W	24	2003	
104	教育長住宅	82.65	W	24	2002	
136	大型車庫施設	243.40	S	38	1983	
92	第2菱刈教職員住宅	365.75	W	24	1972	
94	菱刈小学校校長・教頭住宅	194.71	W	24	1994	
95	湯之尾小学校校長住宅	92.50	W	24	1996	
96	湯之尾小教職員住宅	144.08	W	24	1989	
97	南永小学校校長住宅	92.50	W	24	1996	
98	南永教職員住宅	92.50	W	24	1997	
99	前目麓教職員住宅	256.78	W	24	1996	
100	本城小学校校長住宅	92.50	W	24	1997	
101	本城小教職員住宅	73.72	W	24	1983	
102	前目教職員住宅	60.16	W	24	1970	
103	菱刈中学校校長住宅	124.21	W	24	1988	
105	学校教育課長住宅	89.64	W	24	1972	

教員住宅は、すべて木造で老朽化の度合いが高い状況にあり、学校施設全体の方針に沿って将来的な取扱いを検討したうえで、優先順位をもって計画的な更新を図ります。

また、用途廃止となる施設は、基本的には民間譲渡もしくは解体とします。

大型車庫施設は、老朽化の度合いが高いため、解体し他施設へ移転する方向を基本としながら、低コストでの確保手段を検討します。

(14) 普通財産

No	名称	延床面積 (㎡)	主建物 構造	耐用 年数	主建物 建築年	指定 避難所
2	菅公アパレル工場貸付地	1,322.75	S	26	1969	
3	淡水養魚場	417.29	W	24	1960	
4	羽月西土地改良区貸付地	139.12	W	24	1978	
5	本城校区コミュニティ貸付地	102.68	W	24	1997	
9	伊佐市夢さくら館	423.18	W	24	1998	
19	伊佐市シルバー人材センターワークブラザ	318.33	RC	50	1969	
55	羽月北小学校	1,044.00	RC	50	1980	○
66	山野中跡地	2,413.00	RC	50	1972	
72	曾木公売地	63.07	W	24	1992	
81-2	(株)かいたく貸付地	56.82	W	24	2000	
86-2	羽月北校区コミュニティ貸付	62.53	W	24	1986	
151	ひまわり福祉会貸付地	351.11	CB	41	1972	

注) 9 伊佐市夢さくら館は、令和3年10月1日条例廃止のため普通財産に計上しています。

普通財産は、将来計画がある場合、必要となるまで貸付等による有効活用を図るものとしますが、遊休資産となる場合は、原則的に売却・譲渡を進めます。

また、売却・譲渡が困難な場合は、老朽度合の高い公共建築物は解体・撤去し、土地の有効活用を図ります。

現在、貸付を行っている公共建築物で、公共的な将来計画がないものについては、可能な限り売却・譲渡の方向を検討することとします。

Ⅵ－２.インフラ系施設の類型別方針

インフラ系施設について、施設類型ごとの基本的な方針を以下に示します。

(1) 道路

種別	総延長 (m)
一般道路	556,846
歩道	31,944
農道	68,217
林道	132,944

保有する施設量が多いため財源措置の面からも「事後保全型管理」による維持・修繕が中心となるものの、利用頻度の高い主要道路等については、適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図ります。

また、新設改良については、適正管理のためにも利用頻度や安全性を重視し、将来利用やライフサイクルコストも比較検討した上で必要な路線のみを行うこととし、可能な限り施設の総量拡大を抑えます。

市道舗装については、限られた予算の中で適正な維持管理を行うため、「伊佐市道路舗装長寿命化計画」に基づき、舗装の損傷状況、路線の重要性、交通量及び歩行者等への影響を考慮し、優先順位を決定し、適切な時期に対策を行っていきます。

【品質方針】

舗装の補修については、国土交通省が定める点検要領に基づき、5年ごとに定期的な点検を実施します。

【コスト方針】

舗装修繕では、路面性状調査等の診断結果や通行車両もしくは歩行者への影響を鑑みて適切な措置を行うことで、道路舗装の長寿命化や舗装の維持補修費のライフサイクルコスト縮減を目指します。

(2) 橋梁

種別	総数 (本)	長さ 15m 未満	長さ 15m 以上
橋梁 (一般道路)	289	204	85
橋梁 (農道・林道)	26	0	26

「事後保全型管理」から適切な時期に修繕を行う「予防保全型管理」への転換を図り、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行います。橋梁長寿命化修繕計画については、規定している10年ごとの見直しを行い、PDCAサイクルのスパイラルアップを図るものとします。

【品質方針】

橋梁長寿命化修繕計画に示す5年ごとの定期点検と日常的なパトロール点検、異常時点検に加え、通行者からの異常の報告、日常点検、並びにマニュアル等に基づいた概略点検により、橋梁の損傷の早期発見とともに健全度を把握します。

日常的な維持管理においては、安全で円滑な交通の確保、第三者被害の防止を図るとともに、損傷要因の早期除去を目的として、清掃、維持管理作業をこまめに行い、軽微な損傷に対して応急的な対策を行います。

橋梁長寿命化修繕計画においては耐震対策が考慮されていないため、安全性確保の観点から、特に重要度が高い橋梁や長大橋についての耐震対策の検討を早期に行います。

【コスト方針】

計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を 100 年供用することを目標とし、修繕及び架替えに要するコストの縮減を目指します。

(3) 上水道（伊佐市水道事業経営戦略 平成 30 年 12 月より）

種別	総延長 (m)	整備開始時期
上水道管	360,676	昭和 26 年 4 月 1 日より供用開始 簡易水道事業の統合

施設の更新や維持管理、運用においては、中長期的な財政収支に基づき、重要度、老朽度に応じた計画的な施設整備を行い、事業費の平準化を図りながら、水需要の減少を踏まえた施設規模の適正化を行います。

【品質方針】

施設の更新時は、水需要の予測などから、施設規模・性能の適正化を判断し、施設の統廃合や機能について合理化を図ります。

管路においても、重要度、優先度、水需要から耐震管と耐震適合管を使い分けるとともに、管径についても適切な口径を、将来予測を踏まえて選定していきます。

【コスト方針】

アセットマネジメントの検討を行い、建設改良費の縮減に努めます。

新技術や新工法の調査研究を行い、経済性、耐久性及び安全性の優れた製品・工法を採用することにより、性能の向上やコストの縮減を図ります。

(4) 下水道（伊佐市農業集落排水事業経営戦略 令和 3 年 3 月より）

事業区域	総延長 (m)	整備時期
菱刈中央地区	10,498	昭和 61 年度～平成 2 年度
菱刈北部地区	34,312	平成 8 年度～平成 12 年度
平出水地区	11,204	平成 13 年度～平成 17 年度
合 計	56,014	

農業用水の水質保全及び生活環境の整備を行い、農業生産の増大と生活環境の向上を図り、下水道サービスを持続的・安定的に供給していくために、計画的な改築・更新投資を実施し、施設の延命化及び投資の平準化を図ります。

【品質方針】

施設の健全度や劣化状況の評価・予測を行い、施設の劣化が致命的な状況になる前に適切な改築、改修、補修等の対策を実施し、施設の長寿命化、延命化を図る予防保全型の維持管理に努めます。

【コスト方針】

ストックマネジメント手法の導入を行い、既存施設の有効利用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

(5) 公園（伊佐市公園施設長寿命化計画より）

公園名称	面積（ha）	供用開始年月日	種別
中央公園	0.29ha	平成 9 年 12 月 25 日	街区
立神公園	0.13ha	平成 13 年 3 月 28 日	街区
小尻公園	0.17ha	平成 12 年 3 月 27 日	街区
元町公園	0.27ha	昭和 55 年 4 月 15 日	街区
忠元公園	6.80ha	昭和 51 年 7 月 20 日	地区
轟公園	2.51ha	平成 14 年 3 月 27 日	地区
曾木の滝公園	17.60ha	昭和 51 年 7 月 20 日	総合
大口総合運動公園	9.30ha	昭和 51 年 7 月 20 日	運動
	37.07ha		

「伊佐市公園施設長寿命化計画」において、維持保全・長寿命化のための方針を定めています。

【品質方針】

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握するものとします。また、清掃等は、各公園清掃委託業者によるもののほか、地域住民や各種団体等との連携も考慮し行います。公園施設の異常が発見された場合は、必要に応じて利用禁止とするなど安全性を確保し、健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を行います。

【コスト方針】

公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの縮減を実現します。

注) アセットマネジメントとは、資産（アセット）を効率よく運用（マネジメント）するという意味で、トータルコストの縮減や平準化を図り、計画的かつ効率的な更新投資を進める取り組みです。なお、アセットマネジメントを構成している主たるものがストック（施設）マネジメントであり、資金のマネジメントと人材のマネジメントを加えたものがアセットマネジメントです。

注) スtockマネジメントは、長期的な視点で既存の構築物や施設（ストック）の老朽化の進展状況を予測し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査及び修繕、改築等を実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理していくものです。



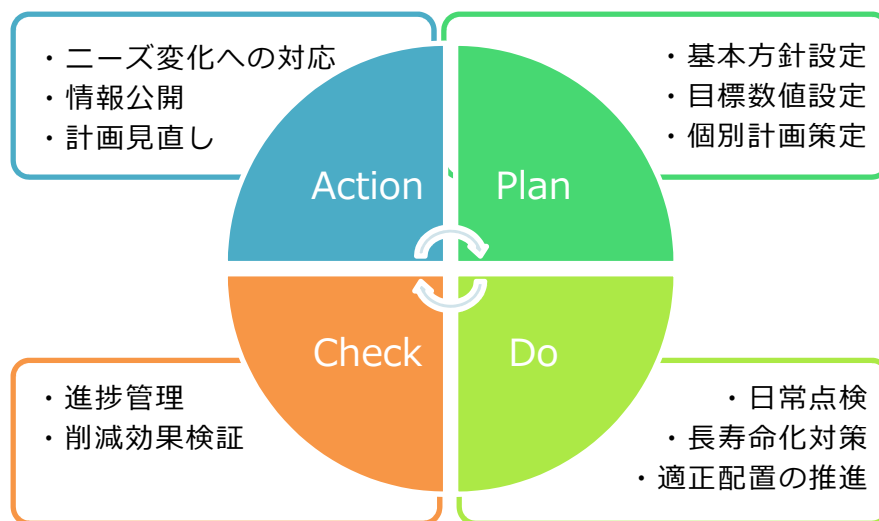
VII フォローアップの実施方針

本計画の取り組みについては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、日常業務の中で公共施設マネジメントを定着させるとともに、取り組みの進捗管理や改善を行い、計画を着実に進めていきます。

本計画の実効性を確保するため、本計画を踏まえた公共施設等の個別施設計画（長寿命化計画）を策定しています。また同時に、全庁的な公共施設等の適正な配置を検討しながら、全体的な調整を図ることとします。

今後、本計画は、個別施設計画などに基づくフォローアップを実施し、適宜評価を実施するとともに、本計画及び個別施設計画の弾力性を確保するために、国の制度改正や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じた見直しを行うものとします。

公共施設等に関する情報については、ホームページへの掲載など積極的な公開に努めることとし、住民等から寄せられた意見や提案等については、本計画の見直しに役立てていきます。



図：PDCAによるフォローアップ

注）PDCA サイクルとは、事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善することです。



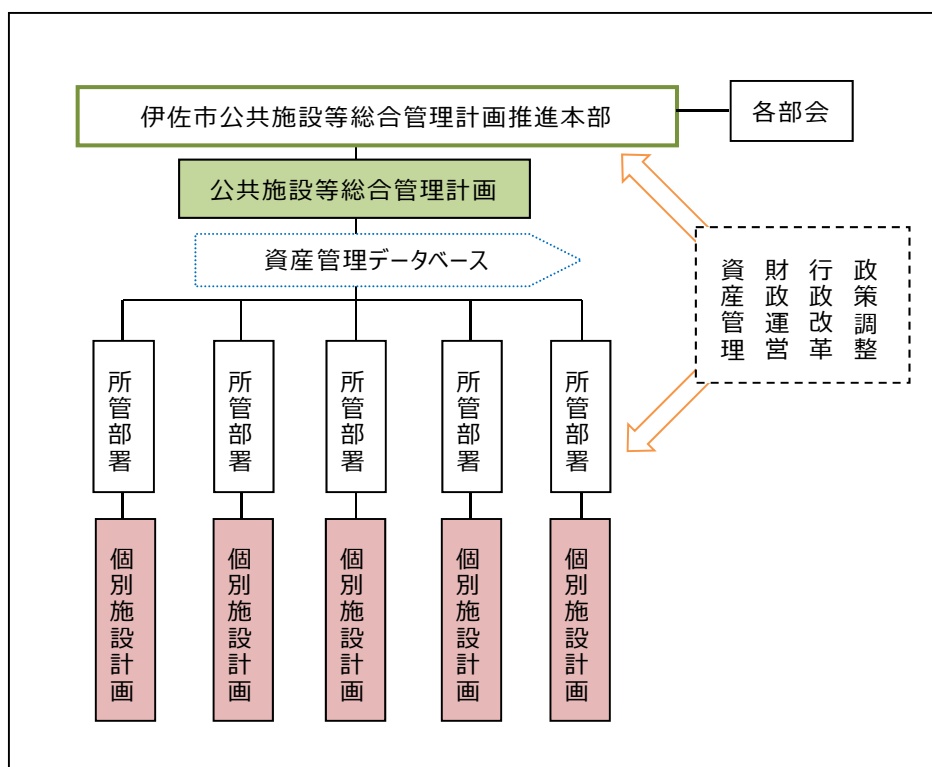
VIII 全庁的な取組体制の構築及び 情報管理・共有方策

本計画の推進にあたっては、「伊佐市公共施設等総合管理計画推進本部」において、本計画の見直しや進行管理、各公共施設を所管する部署間の総合調整や進捗状況の確認、公共施設の活用方策など、全庁的な視点に基づく横断的な審議を行っています。

さらに、本計画に基づいた公共施設の管理の上では、政策調整、行政改革、財政運営、市有財産の管理との関わりが深いため、計画段階から企画・財政部署との連携・調整を密に行うこととします。

また、固定資産台帳を基礎情報として活用するとともに、所管部署が保有している各施設の情報を集約管理し、情報の一元化、共有化を図ることによって、全庁的に施設の状況や状態を把握し、適切な維持管理・更新等に活用していきます。

これらの体制により、安全・安心で持続的に公共施設等を維持・更新するための全庁的・総合的な取組として「公共施設マネジメント」を推進します。



図：全庁的な取り組み体制



IX これまでの取り組み実績

平成 28 年度計画策定後からこれまでの取組について、主な実績は以下のとおりです。

(1) 公共施設等の適正配置と総量縮減

建替え 適正配置など	平成 27～29 年度 伊佐市衛生センター（きらり館） 建替え 平成 29 年度 大口中中央中学校プール 建替え 平成 29 年度 第 2 分団消防詰所 建替え 平成 29 年度 小水流団地 建替え 平成 29 年度 カヌー艇庫 新規整備 令和 2～3 年度 まごし温泉 建替え
解体など	平成 28 年度 羽月北小学校 一部解体 平成 28 年度 大口中中央中学校 教頭住宅 解体 平成 29 年度 旧羽月幼児学級 解体 平成 29 年度 針持笠松住宅 解体 平成 30 年度 旧田中教職員住宅 解体 平成 30～令和元年度 旧図書館 解体 令和元年度 大口いきがい交流センター 譲渡 令和元～2 年度 旧伊佐市衛生センター 解体

(2) 公共施設等の長寿命化と安全性の確保

点検診断等	令和元年度 建物劣化調査を実施 橋梁 定期点検、劣化調査を実施 公園 定期点検、劣化調査を実施
-------	---

(3) 公共施設等の効率的な管理運営

有効活用	・教職員住宅の公営住宅への転用・貸付 ・廃校施設の活用 ・未利用財産の貸付、転用等
民間活力の導入	集会施設等を中心に、指定管理委託を行っています。

